

第 8 回 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日時：平成 23 年 1 月 8 日（土）

場所：西宮市大学交流センター

セミナー室 2 アクタ西宮

東館 6 F

時間：14：14～16：58

久委員長 あけましておめでとうございます。ことしもよろしく申し上げます。

それでは、きょうの議事に入ってまいりたいと思います。予定でしたら、きょう、ある程度案がまとまりましたら、この案をもってパブリックコメントにかけたいということになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず事務局のほうから説明のほうをよろしく申し上げます。

事務局 まず、きょうの出席状況なんですけれども、水越委員は、きょうは欠席の連絡をいただいております、三宅委員と 2 人欠席の状況でございます。12 名中 10 名出席でございます。傍聴は希望ゼロでございます。

引き続き、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元なんですけれども、きょうの次第と参考資料と書いてあります「マスタープランの意見提出手続」の A 4 1 枚、それと「見直しの流れ」という横長の A 4 が 1 枚、そして、きょうの議題の本題であります「都市計画マスタープラン」の案を一式、それに、まちの発見クラブのチラシを 1 枚と、森下委員のほうから新聞記事が 1 種類ありました。以上でございます。

お手元、ございますでしょうか。そうしましたら、引き続き説明に移らせていただきます。

お手元の資料を使いまして、説明をさせていただきたいと思います。説明の順番と

いたしましては、マスタープラン見直しの流れという横長の資料を使いまして、最初にスケジュールの説明をさせていただいた後、パブリックコメントについて、参考資料と書いた縦長のA4、1枚の資料を使って説明し、その後、マスタープランの案の冊子の説明をしたいと思います。

まず最初に、都市計画マスタープラン見直しの流れというA4の横長の資料でございます。これまでの経緯とこれからの流れを御説明したいと思います。

昨年度、21年度の4月30日の都市計画審議会に見直しの方針を報告させていただきました。その後9月から12月に「まちづくり塾」を8回行っております。ニュースも計8回発行しております。その後、22年の2月から5月までワークショップを8回開催いたしまして、市民提言を5月にいただいております。同時にニュースの発行と、メーリングリストを各班で設置をさせていただきました。それが終わった後に、6月に市議会に中間報告をさせていただきます。7月から策定委員会をきょうまで8回行っております。並行して庁内連絡会議を4回、それと県の協議を2回進めております。それと別途で、ことしも8月から「まちづくり塾」を4回、それと「ラウンドテーブル」を3回開催させていただきます。11月5日に、ビジョンのところがまとまった段階で都市計画審議会に中間報告をさせていただきます。本日が1月8日の部分なんです。本日、策定委員会でパブリックコメントの案を確定いたしまして、1月20日の都市計画審議会にパブリックコメント(案)として報告をかける予定です。その後1月25日にパブリックコメントを開始して、同時に市政ニュースにも掲載させていただきます。そして1月29日にワークショップのメンバーあてに報告会を開催する予定にしております。その後、県の関係部局の説明会を経まして、2月の24日パブリックコメントが最終日を迎えます。いただいた意見の処理の策定委員会が3月の12日の土曜日となっております。その後、都市計画審議会を3月末に開催の予定で、そちらのほうに諮問させていただきます。答申をいただければ、マスタープランは完成いたしまして、来年度印刷製本に入るとい

う流れになってございます。

以上が、これまでの流れとこれからの予定になってございます。かなりタイトになってきておりますが、よろしく願いいたします。

パブリックコメントの手続の概要なんですが、参考資料と右肩に書いてありますこの資料とマスタープラン（案）とをセットにしまして配付いたしまして意見をいただく予定にしております。募集の期間として1月の25日から2月24日の予定、案の公表方法としては、景観まちづくりグループや市役所総合案内所、また各支所・市民サービスセンター・アクタの西宮ステーションで冊子を配付いたします。それと、西宮市のホームページに掲載をいたします。別途、ワークショップに参加していただいたメンバーさんには冊子を郵送する予定です。意見の提出方法は、郵送かファクスか電子メールで、意見の内容と住所・氏名・年齢・性別・職業・連絡先を書いていただいで出していただく形式になっています。その他としましては、いただいた意見については、市の見解とともに1件ずつ公表をいたします。ただ、電話での意見の受け付けや意見に対する個別の回答はございません。

裏面に意見書のひな形、こういう形で書いてくださいというのをつけております、これと一緒にマスタープランの案を配ってパブリックコメントを実施します。以上がパブリックコメントの概要でございます。

本日、このマスタープラン（案）の冊子の議論をいただいて、パブリックコメントの案に固めていきたいと思っております。このパブリックコメント（案）を確定していただくというのが、きょうの目標でございます。

それでは、マスタープラン（案）の説明に移ります。

瀬川委員 ちょっと簡単な質問ですけど、このワークショップメンバーにこの冊子を郵送予定ということでしたけど、いつのタイミングですか。

事務局 25日に発送になります。パブリックコメントと同時に発送になります。

瀬川委員 ということは、29日のワークショップの皆さんに対する報告会であるわけですね。

事務局 手元にはあるという形になります。以上、よろしいでしょうか。

それでは、都市計画マスタープランの説明に移りたいと思います。

まず、年末にお手元に郵送させていただいた資料から若干修正をしております。修正した部分にはアンダーラインを引いてございますので、その部分が修正が入ったり削除が入ったりした部分とっていただければ結構です。大きな構造としては変えておりません。

前回、第7回からレイアウトとかを変えているんですけども、これまでにいただいた委員会での意見の反映、それから文書量を削減しております。それと、表現はできるだけ平易にする方向で変更をかけました。レイアウトを見やすいような形に編集をしております。内容につきましては、見ていただいていると思うんですが、前回の7回から大きく変わっているところがございますので、そちらのほうだけを説明させていただいて、後は議論の中で質疑応答という形で進めたいと思います。

まず、4ページを開いていただきたいんですけど、御指摘を受けて追加しました。なぜこのマスタープランがこういう形になったのかを書いた部分になっております。こちらのほうで、このマスタープランが「ビジョン型」「協働のまちづくり」「進捗管理」というのがわかります。それと、10ページの部分の基本理念のキャッチフレーズ「宮水の“えん”でつなぎはぐくむ美しいまち西宮」の下の注釈の部分が前回までの議論になってたところですので、こちらのほうも確認いただいて、きょう確定をしていきたいと思っております。

それと42ページの部分で、前々回、地域別構想の考え方の部分ですけども、都市計画マスタープランと地区まちづくり計画の関係を書いた部分をつけております。そして、地域別構想という言葉が今回のマスタープランから削除しております。当面、地区まちづくり計画を進めるということと、地域別構想という言葉が理解しにくい部

分と思いますので、今の段階で地域別構想という言葉を出さずに、地区まちづくり計画と市全体の方針との2本立てにしております。そちらが42ページで書いてございます。大きなところで言うと、以上の部分が変わったところでございます。

あと、40ページのところで、協働のまちづくりの進め方というところで、市民の活動と行政が都市計画としてどのようなサポートができるのか、前回、シチズンシップというような話がございましたので、そちらのほうでどのようなサポートができるのかというような流れを図にあらわしてございます。以上でございます。

久委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう。きょうは全体的に再確認、そして最終案としてまとめたいと思いますので、どこからでも結構です。お気づきのところ、御質問・御意見ございましたら。

松本（康）委員 いきなり表紙からなんですけど、計画期間が平成23年から32年ということなんですけど、これは23年度4月始まりとかということじゃなくて、1月からということになるんですか。

久委員長 これが動き出したときからということですね。

事務局 というつもりの表記なんですけど、3月末で策定がきっちり終われば「度」という形でもいいんですが、今のところ、ちょっと見えてないというか、最後なんで、23年という書き方をしまして、10年間ですよという部分で書いてございます。

田中委員 3月に決裁が済めば、22年度になるわけですか。ことしできれば。

事務局 そうではなく、諮問、答申をいただいたのが3月末であって、もうスタートという言い方はやっぱり4月1日とかの言い方になると思います。ですから、年度と言ったほうが理解しやすいかもしれません。

松本（康）委員 最終確定したときに、そのタイミングできっちりしますとい

うことですね。わかりました、本質論ではないので。ありがとうございます。

瀬川委員 であれば、この下は平成23年1月じゃなくて4月じゃないんですか。

事務局 これはパブコメ用なので、1月にさせていただくので、この月日を入れています。

久委員長 あと、いかがでしょうか。

田中委員 すみません、よろしいですか。田中です。

前回送っていただいたやつ、ほぼ問題ないと思ったんですけど、最初に、市民とみんなでつくり・つかうという意識が強くていいんですけども、その中で、文章を読みますとします、します、しますとか、そういうほとんどしますという言葉で、市のほうがやりますという言葉で終わってしまっているんですけど、そういう表現がいいのかなと思って。ちょっとみんなでつくり・つかうと書いている割には、その文章の終わり方が全部、市が頭ごなしにそうしますというふうに書いてあるように思ったんですけど、そんなことはないんでしょうか。私の文章の読み方が悪いのかなと思ったりするんですが。

事務局 それは、2章のお話ですか。

田中委員 いろいろあちこち。ほとんどがします、します、しますというふうに、努めますとかいうふうに書いてあるので、これは市の姿勢としてはいいと思うんですけど、つくり・つかうという意味ではどうなのかなと思って、ちょっと考えたことがあったんですけど、その辺の意見だけを聞かせていただきたいなと思います。

事務局 田中さんの言われている部分が主語の部分にかかってくるのかなと思うんですが、1章に関しては、市民の皆さんとともに考えているという部分で、私たちはというような形で主語を持ってきておりますので、皆さんが読んでも多分違和感ないような文章になっているのではないかなと思うんですが、2章以降につきましては、行政の取り組む施策の方針というような部分に、2章、3章につきましてはな

ってますので、行政がしますというような文章になっています。

田中委員 そういうことですか。了解しました。

久委員長 21ページにちゃんと一番最初にことわりが入ってますね。本章からは、行政がということですよ。

田中委員 それはね。

松本（康）委員 すみません、松本です。

例えば、3ページの 番、地球環境への負荷の低減に向けた取り組みとありまして、その次の行は環境問題への取り組みということで、多分これ同じ体言として使っておられたと思うんですけども、送り仮名が食い違っていたり、あと、ほかにも幾つか気づいたところがあるんですけども、きょう、多分、こういう誤字・脱字系の話をしていると時間が尽きてしまうと思うんで、これ、どうしましょう。何かメールでも気づいたところをお伝えするというような進め方でよろしいですか。

久委員長 それで事務局としても、もう一回校正なりかけていただくと。それから、用語のぶれは自動的に直してくれると思うんですけど。そういうのも含めて検討していただいて、それでも抜けがあるかもしれないので、できるだけ多くの方の目を通したほうがいいと思いますので、お気づきになっているところはどんどんメールでお送りいただきたいと思います。

松本（康）委員 わかりました。

久委員長 あと、いかがでしょうか。

大内委員 大内ですけど。前の素々案のときに班で議論しているんで、ちょっと形が変わってるんで、今言っているかどうか疑問のところがあるんですが、この序章の2ページの右側のカラムの真ん中。この平成7年の阪神淡路大震災、これについて、私どもの班から3名ぐらいの方から共通して意見が出たのは、この書き方では、亡くなられた方がいるはずなのに、それは従来の都市計画が何も問題がなかったというふうな印象に読めると。だから、やっぱり亡くなった方に対する哀悼の意をあえて

示すということかもしれませんが、そういう表現をやっぱり盛り込んだほうがいいんじゃないかと。何もなくて、その近隣の方やボランティアだけに助けてもらったという話だけでは、ちょっときれいごと過ぎるんじゃないかみたいな意見が強く出ました。

久委員長 具体的には何かあります。例えば、こういう文言を入れてくださいますか。

大内委員 例えば、ちょっと読み上げます。

平成7年の阪神淡路大震災では本市でも多くの方が亡くなりました。都市整備のおくれや未整備によるものもあると思われ、都市計画推進についての反省も踏まえなければなりません。その中であって、近隣の住民の助け合いも、コミュニティーの力によって大勢の方の命が救われたり、全国からボランティアが集まり云々と続く、そういう文章を提案してこられてますけど。私も、これ読んだときに、やっぱり亡くなった方に一言触れたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、皆さん、どう思われるか。一応そういう意見がありましたので。

久委員長 どうでしょう。まず、委員の皆さん、どうでしょうか。あるいは、事務局の意見もあると思います。その因果関係が明確に、今言い切りましたよね。

大内委員 都市計画云々と。

久委員長 それが言い切れることができるのかどうかということ。

大内委員 行政として言いにくいということもあるかもしれませんが。

久委員長 ありますね。私、ちょっとこれ発言して、震災後に怒られたことがあるんですけども、決して行政側は手を出してないわけではなくて、やはり密集市街地は防災上危ないよということを書いてきたのににもかかわらず、やはりその地域住民の方々の御協力をいただけなかったのが、事業が進まなかったというところもあるわけですね。ですので、そのあたりが都市計画の責任だけかどうかというのは微妙かなという気もするんですけどね。

大内委員 都市計画推進ですからね、その推進の仕方にも、取り組みの仕方と
いうことを言っているんだと思いますけど。私もその詳細事情はわかりませんが、た
だ、そういうことを3人ほどの方から指摘がありました。

久委員長 どうでしょう。直したほうがいい、いや、もうこのままでいいんと
違うかという御意見をいただけたらと思いますが。

田中委員 そこまでしなくても少しだけその中であって、多くの命がという、
後に少しその死者に対する言葉を一言二言ちょっと入れるぐらいだったら。

大内委員 多くの命が失われ、またとか何かですね。

田中委員 そこだけちょっと足せるぐらいだったらいいと思いますが。

大内委員 さっと流すぐらいで。でないと、文章がまた長くなりますしね。

田中委員 はい。

大内委員 そこは、少し亡くなられた方に触れたほうがいいんじゃないかとい
うことです。

田中委員 一言だけね。

大内委員 気持ちがやっぱり出てましたのでね。私もそう思いましたので。

田中委員 もし入れるとすれば、少しでいいと思います。

大内委員 妥協案として。ちょっときれいにすっと流れ過ぎているなというの
が印象でしたですね、皆さんの。

久委員長 どうしましょう。今の文章なかなか難しいなと思うのは、見直しを
迫るほどの被害をもたらしたということになっているので、被害をもたらしたから、
その都市計画のあり方を見直すという話だったら、命を落とすという話が入るん
ですけど。どういうところに命を落とすという話が、うまくこの文章で書けるかなと。この
3行を大きく変えないといけないかもしれませんね。

大内委員 だから、ここには実際に被害に遭われた方々の市民感覚の問題と、
やはり行政側から見た感覚の違いがここにあらわれているのかなと今も思いますけれ

ど、何か工夫がちょっと要るように思うんですけど。つまり、これ市民の方がやっぱり読まれるわけですよ。大勢の方が似たような印象を持たれるかなというふうに思いますけど。

松本（康）委員 この都市計画のあり方に見直しを迫るといって、何か具体的なところってあるんですか。ちょっと私も不勉強でわかってないんですけど、こういうところが例えばもっとよくできていたらよかったのにみたいな、そういうことを具体的に意図した文章というのは余りないんですか。

久委員長 密集市街地の整備の法律が一つできましたので、それから緊急時に関しては、もうかなり強権発動的に都市利用を制限することもできるようになりましたので。あるいは、その緊急路も指定された緊急路は、もう地震が起こった段階で一般車両が通れなくなってますね。国道2号でもちゃんとそれは表示されてますね。

ちょっと脱線話ですけども、阪神大震災以降の新潟の地震とかということでは、余り阪神大震災に比べて被害が少ないというのは、地方部ということもあるけれども、かなりその後の整備がきちんとしてできている、あるいは緊急時対応から復興までのプロセスも阪神淡路大震災でかなり整備されましたので、スムーズにここまで行けるような流れができたというのも、そういう意味でもかなり見直しされていると思いますが。

大内委員 わかりました。そちらの視点の見直しですね。

久委員長 というのか、例えば密集市街地を整備しようというのは、もう昔から言うてた話なんですよ。それを見直すのではなくて、それをできるだけ地域住民の方々も踏まえて一緒にやる体制をいかに充実するかというように、運用上の充実を図るということになったので、見直しとは言わないと思います。

例えばですけど、平成7年の阪神淡路大震災は多くのとうとい命が失われるなど、大きな被害が発生しました。これを契機に都市計画のあり方も大きく見直しを迫られましたというように変えると。

大内委員 事実を淡々と述べるというふうにしたほうが、ひょっとしたらいい

けども、環境に配慮するというのは当然のことですよね。そういう目で見ていただいて、24ページ・26ページに書いているわけで。

大内委員 だから私としては、ここの下の施策展開の方向性で、枠の2つ目の環境に配慮する云々というところで、ヒートアイランドと。これは事実ですので、私はこの文言を読んだときに、その右上の都市農地の保全、つまりヒートアイランドを防ぐためには、建物の緑化とかそういう被覆材を吸熱性に変えるとかいろいろあるとは思いますが、実際にやっぱり樹木が少なくなって、影を差す面積が少なくなって裸地が多くなったこと。それから樹木がなくて、蒸散作用がなくて、温度が下がるという機能が失われたと。ここの関係性をもうちょっとわかるようにしておくほうがいいかなとは思ったんですけれども。これと説明とが、この間離れているように思うんです。何か独立してあるような印象を持ちますけれども、これは意識して書かれているのかなというふうに、ちょっと疑問に思います。

久委員長 もう1本起こしますか。

田中委員 それは、その前の「緑と水を身近なものにする」の中に、全部一応書いてありますよね、農地の保全とかいうことは。

大内委員 これは、以前にもちょっと私からも言いましたし、班内でも議論になったのは、花と緑と言ったときに、樹木を整備するとか公園の樹木を整備する、それから街路の樹木を整備するという印象は、どうしてもこの言葉からは出てこないというわけです。これまでの西宮市の取り組み自体が、花と配るとかなんとかという事業があると思いますけど。そういう意味で、このヒートアイランドというのが現実には起きているのは間違いない。これは、いわゆる地球レベルの温暖化とはちょっと違う局所的な話なので、ここに絞って考えると、対策としては、建築物のいろんな構造的な改良ということも一つの技術論としてあると思いますけど、元来、地面が裸地になっている、アスファルトで覆われているということが、確か大きな原因になっていると思いますね。だから、ヒートアイランド現象で集中豪雨、ゲリラ豪雨が起これるの

は、まちの中にしかないわけですよ。だからそういう意味で、近郊農地というか混在している、例えば私が住んでいる役所の周辺、甲東園までの近辺のああいう乱雑な開発は、やはりそれも促しているというふうに思われますから、そういうことを意識すると、このヒートアイランド対策と都市農地の保全というのは関連されてしかるべきじゃないかというふうに私は思ったんですね。

久委員長 だから、田中さんにも御指摘いただいた22ページに、農地の保全と、それから右上に公共空間としての緑の整備、民有地での緑化の推進というのがあるわけですね。ですので、これを再掲する形で24ページに、例えば調整のための都市緑化の推進みたいな話が入ってくればいいということですよ。新たな施策を起こすというよりも、22ページにあることを再掲する形で24ページに入ると、大内さんがおっしゃってる因果関係も入るということですよ。

大内委員 もう少し、花と緑という表現をもうちょっと。

田中委員 すみません。花と緑と書いてますけど、結局、花もそうなんですけど、例えば家に木を植えるときに、市から援助が出るんですね。花だけじゃなしに、実際に出たらそれを使ってる方もおられますし、芝生化することによってそれも援助が出てますので、花と書いてあるから、ちょっとイメージが狂うだけのことで、緑化に対しては市はいろいろやっていたから、それでいいんじゃないかなと。ただ、この言葉からとると、花が入ってるから、ちょっと庭に花を植えるのというふうなイメージがあるんじゃないんですか。

大内委員 何人かもおっしゃって、私もそういう印象を持ちますけど、花と緑の実際の事業そのものが、西宮市のそういう街路の提案とかそういうこととは結びつかないという印象を持たれています。私もそう思いました。街路を植えて、例えば歩道公園というんですか、その定位置の部分は、被覆する部分は花と緑云々で十分それは間に合うと思うんですが、実際の立木についての管理の仕方、樹幹の面積をどうするかとか、これは非常に大事なことのはずなんですよ。

久委員長 これは、もう一度 22 ページのところの基本方針 1 と 24 ページのところの基本方針 2 を見ていただくと、この使い分けは、基本方針 1 のほうは、緑と水を身近なところでふやしていこうという話ですね。基本方針 2 は、地球環境問題なんです。ですので、ここにヒートアイランドが入ること自体がおかしいのかもしれないですね。地球環境の問題ではないわけですよ。ヒートアイランド現象というのは、もっと微気象的な問題ですので、ですから、ここを抜いてしまったら、大内さんが感じていらっしゃる違和感はなくなるのかもしれないですね。22 ページにもう、しっかりと水と緑の話が書き込んであるわけですからね。

大内委員 むしろ、私は 24 ページの都市農地の保全と言うてるので、ここを関連づけてヒートアイランドに生かしても別に私はいいと思うんですけどね。むしろ、私どもの班の皆さんの意見は、ここは余りにも大上段に構え過ぎていて、我々が議論をした覚えは何もないと、このことについてはね。

久委員長 前にもお話ししたように、これはすべてワークショップの内容を踏まえているわけではなくて、高所大所に抜けているところがないかというチェックのもと補強された部分もあって、ここが特にそういう部分なんだろうと判断できるわけですが。

大内委員 私自身はそういう判断はできますけど、皆さんの思いがそういうところにあったんですね。

事務局 よろしいですか。大内さんの先ほど御指摘されてた 24 ページ、地球環境と共生する、前は守るだったんですけども、その下の文章も含めて庁内からも少し話がありまして、きょうお配りしております文言に変更しております。地球に優しい暮らしができるまちづくりを進めましょうというような書きぶりに変更しております。それともう一つ、施策のその下の今議論になっていました、ヒートアイランド等を含めましてですけども、この項目は、あくまでも一つの例示をここにあらわしております。何もすべてこの方向性に向かって進んでいる施策をここに網羅しているわ

けではございません。ですので、この表の見方ということで、21ページに見方を書いておりまして、少しここで御注意いただきたいなということでこういうのをつけておるんですが、左下に、旗揚げしているような形で、方針に基づきどのような施策を展開するかのその例を記しているということです。ですので、大事なのは、この枠に囲っているこの方向性がいいのか、または足りないのかという情報をいただけたほうが、この下の細かなやつは例えば、こういう施策がありますよねということで御理解いただけたらと思うんですが。

松本（康）委員 前後に例なんて入れるとくどいですね。

事務局 そうです。そういうことで、こっちも見方ということに配慮したつもりはあります。

大内委員 だから、その枠で言えば、環境に配慮した建築物などの誘導ということは、要するに建物の構造上の問題で、ヒートアイランドが避けられるような工法があってという話でしょう。都市農地の保全、それも具体的に面積を確保するとか、地域を何とかするとかということが多分あると思うんですけど、土地利用の規制などで。ここでヒートアイランドということが今まで結びつかなかったんですが、これからもそう思えないんですね。だから、現実問題として、実際の道路なり歩道なりが全部構造物というか覆われておって、樹木の緑地面積、あるいはキャノピーって言いますけれど、樹冠の面積が全然ないわけで、刈り込まれてしまったりして、そういう問題が具体的に一つの例としてヒートアイランドが出たときには非常に欠落した対策じゃないかなというふうに思ったんですね。実際にそうだと思います。

事務局 例えば25ページの2番のところに、環境に優しい技術の導入というところでは少し、ヒートアイランドという言葉は使っておりませんが、主要道路の舗装改良等を進めますというところでは、今よく使っている歩道の部分で保水性平板を使ったいわゆる水をため込むという思想も入ってますので、そういうことはやっていますよと。

大内委員 だから、やっぱりその場合も蒸散熱で奪われた温度が下げられるという技術ですよ。

事務局 そうですね。

大内委員 それはコストが多分かかると思うけど、樹木の生育というのは非常に重要なことで、それはいろんなところで指摘されていますよね。樹木を植えれば大体3度ぐらい気温が下がるということは常識的にも言われているはずですし、現実にもそういう研究データがあるはずなんで、そこをもうちょっと、たまたま私どもが住んでいる地域がやや殺風景で裸という印象があるせいもあり、私は非常にそれを強く見ているんですよ。なぜ市役所の周りにはああいう緑化があって、あるいは武庫川土台のああいった街路の整備がこのまちじゅう全体でできないのかなと。だから、私は「樹海に埋める」という言葉を使ったんですけども、これが浮かんでこないんです、読んだときに。

事務局 24ページの環境に配慮した建築物等の誘導というのは、ヒートアイランドだけを含んでいるつもりではないんですけども。

久委員長 22ページの(2)番、新たな緑をふやすのときの公共空間としての緑の整備というところで読めませんか。

田中委員 それは思ったんですけど、そこをもう一回書くことが必要かどうかということなんですけど。

久委員長 これ、書いた限りは緑をふやしてもらわんとあかんわけですから。

大内委員 だから、そういう意味では、この24ページの都市農地の保全というのは、食糧供給が主体になった言い方になってますよね。

久委員長 いえいえ、多くの機能をあわせ持つ農地を守りますという文章じゃないですかね。だから、何のために農地を守るんじゃないかと、農地を守るんですよ。農地を守ることによって、さまざまな洪水防除の作用もありますし、それから先ほどのヒートアイランドの低減の話もありますし、食料もつくれますし、その景観的にも

眺望性が確保できますしという形で多くの機能が一つのまとまりになると。

大内委員 説明されたら、そういうことだろうと思うんですけど、皆さん読んだときに、そういう印象になるかなと。

久委員長 だから、先ほど事務局から御説明いただいたように、下の黒丸2つは例示ですので、この上の四角の中に入っている2行をどういう形で実践するかというのをそれぞれの部署が10年間持ち続けて、具体的に載っけていくということで御理解いただけますでしょうかということなんですが。

田中委員 私も最初から、その大きい木を欲しい欲しいというふうな話はずっとしてたんですけど、今はこの中で緑と水の言葉の中には、大体それが入っているかなという気がします。

大内委員 (2)のところでね。確かにそれはあるなど。

松本(康)委員 この丸四角の下のポツで書いてある部分が施策例であるということが最初から順番に、丁寧に読んでいけば、この21ページのところでわかるんですけど。多分、これパッと見ると、お約束事というふうにとられる方が多いんじゃないかなというふうに感じたんですけど、いかがですか。くどいかもしれないんですけど、丸四角の下に、例えば施策例みたいな形で、その下にポツが続いているというようなことで書いたほうがいいかなと。

大内委員 文言をちょっと補うということですね。

松本(康)委員 そうですね。ちょっとくどいような気もしますが。

久委員長 すべてのところに施策例、施策例、施策例と書いていくと。

事務局 やってみると非常にくどいんですね。くどくても、そのほうがいいというものもあると思うんですけど。

大内委員 だから、施策展開の方向性で括弧して例としたらそれで一発で済むんじゃないんですか。

松本(康)委員 そうですね。この個別具体の例にご意見をおっしゃるという

のが。

事務局 その懸念はあります。

大内委員 素々案のときに、そういう議論になったんですよ。各部局から案が出てきたでしょう。何でこんなとこにいきなり出てくるんやってなって、大分我々の中の議論でもめたんですけどね。急にこんなものが出てきて、決まったことを我々が後はどういうふうに意見を言えるんだらうかという議論も出ましたけどね。そのときに、具体的な例の一つですぐらいのことで説明し切れればよかったんだけど、私、そこまで能力がなかったから、紛糾したままになってしまって、皆さんに後でメールで、自分の言いたいことをもう一遍言ってくださいとメールもらって、ここにごそっとあるんですけど。

久委員長 ちょっと全体的な話で言うと、この西宮では都市計画マスタープランの策定というのは本格的な市民参加でつくったのは初めてなので、皆さん、どういう流れで最終的な行政計画になっていくかというところの共通認識がないまま今まで進んでいるという、そこに誤解が生じているのかなと思うんですよ。恐らく、自分が言った話、あるいはそのグループでまとめた話そのままの形ですっぴと行くんだというような思いがあるのかなと。それは非常に重要なことだし、そこは大切にしながらやらないといけないんですが、限られたメンバーが限られた時間の中で議論をしていますので、当然、その抜けみたいなものが出てきているはずなんです。そこはやはり事務局が埋め合わせていかないと、市の計画としたときには、やはり困るのかなということがあって、自分たちが言っている話が載ってないとか、あるいは大きく変わったというのだったらいいですけど、付加されたことに対して、言っていないのに付加されたという話になると、それはちょっとそのプロセスからすると違うのかなという感じはしますね。

瀬川委員 その誤解はないでしょう。そんな誤解があります。

大内委員 それに近いところはあります。

瀬川委員 あるんですか。

大内委員 私は、しょうがないんじゃないのって心の中で思っているけど、それはその議論をつぶしてしまうことになるので、私いつも司会やってて、非常に苦しいんですけど。

瀬川委員 これは我々策定委員の進め方ですけど、仕方がないんじゃないのじゃなくて、今おっしゃったように、それぞれのグループで集めた意見というのは、施策全体を網羅はできないですよ。当然いろいろ出たものを、後は任せてくださいよということでもいつも切るんですけど、私だけじゃなく、皆さんの意見プラス行政の意見、考え方ということで付加されて、これは少なくとも私どもの班では了解してもらっているつもりなんですけどね。

大内委員 私のところでは、ちょっと思いが皆さん強過ぎるところもあって。

瀬川委員 確かにね。熱心な方が多いですからね。

大内委員 ワークショップのときにも8回の中で、明らかにその地球環境が問題というのは確かに議論としてはあんまり話題になってなかったかなと。

田中委員 しかし出しましたよ、ヒートアイランドの話は。

大内委員 ヒートアイランドはね。地球温暖化とはまたさっきおっしゃったロケールのね。

田中委員 そこまでちょっと大げさな話じゃないけど。

大内委員 ミコの気象の話ですから。そういうところが私の班では、やっぱり皆さんに不満がくすぶっているんです。いつも私困るんですけど、傍聴がないと言うと、またそれにかみつかれたり。効率全然ないじゃないですか、私いつも言うんですけど。

田中委員 それでは、次の話に行っていていいですか。ちょっと文言のことなんですけど、12ページをちょっと見ていただいて、園のところ、12ページの右側の文章で、子どもたちが美しい海や川で安全に伸び伸びと遊び、そこで釣った魚を食べて

いるということが、緑と水の、右側の言葉ですけど、生で食えるわけじゃないんですけど、例えばどこへ行ってもたき火槍とか火が禁止なんですね。だから、家へ持って帰って食べるかどうか知りませんが、この言葉からすると、ちょっとおかしいなと。食べるという言葉自体が。

久委員長 それは前も別のところで議論になりましたけども、目指す暮らしのイメージですから、これをしたくないというのであれば消したらいいんですけど、こういう像が望まれるのであれば、これを書いておくほうがいいんじゃないんですか。

田中委員 そうでしょうか。釣った魚は確かに食べますよ。海で釣った魚は食べますが、子どもたちが食べているというふうなイメージにとられると、何かちょっとイメージが違うなど。自然の中の環境の話と、水と緑の話と魚を釣って食べるという意味が言葉としてつながってこないなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

久委員長 これ、事務局が作文したんじゃないですよ。どこかのグループから出てきた話ですね。

事務局 そうですね。

田中委員 どう見ても、子どもたちが遊んでいる中で魚を食べるという意味がちょっと言葉としてつながれへんなという気がします。

久委員長 これは抜くかどうか、なかなか難しいですよ。抜いたら抜いたで、また思いのある方が「何で抜いたんや」となりますからね。このままそつととして、このとおりにあったほうがいいかもしれませんが、どうでしょうか。

大内委員 これは、水がきれいで食べられるような魚ということだったんじゃないんですか、もともとの議論は。

藤本委員 そういうイメージなんですね。バーベキューに近い感じ違いますが。

田中委員 これは、バーベキューのあれでしょう。生で食うわけにいかんから、必ず焼くか煮るか知らないけど、西宮市は海岸線で火をたけるとこがないので、夙川

でも全部火禁止ですからね。あそこで釣った魚を食べる人ないですけど。

松本（康）委員 まあいいんじゃないですか。確かにおっしゃるように、実際に川で食べてるイメージができないかもしれないですけど。

久委員長 これは日本語の問題ですよ。釣った魚をそこで食べてるんじゃないんです。そこで釣った魚を食べていると。ですから、ここの場所で食べてるとは限らないですね。

田中委員 もちろんそうなんですけど、美しい川と魚というのがちょっとつながってこなかったもんですから、魚を食べるということ自体が。

松本（康）委員 昔、鳴尾浜あたりで釣った魚って、ちょっとにおいもあってよう食べんなというのがありましたけど、これからきれいな川で釣って魚を食べたいなというのはいいいんじゃないですかね。

久委員長 とりあえず残しておきましょうか。

田中委員 これでいいですか。

久委員長 ほか、いかがでしょうか。

松本（康）委員 松本ですけど、4ページ・5ページのところで、事務局さんへの質問なんですけど、番と番で、ビジョンとその暮らしの視点とあるんですけども、これ何か別項目に分けて書かれているところの意図とか理由とかあれば教えていただきたいなということです。なぜそう思ったかということ、5ページを見ると、都市計画マスタープランの特徴ということで とありまして、多分これはきっと4ページの から のこれからのまちづくりというものを踏まえての書きぶりなのかなと思うんですけど、4ページのほうは4項目、5ページのほうは3項目で、さらに5ページのほうでは 番にビジョンが来て 番が協働なんですけども、4ページに引き返すと協働でビジョンということで、入れ違いになっているみたいなのところもありまして、項目数、順番等、何か意図があれば教えてください。

事務局 項目数に関しましては、番の部分というのは、地区まちづくり計

画を今回マスタープランで位置づけておりますので、協働のまちづくりとビジョン型に含まれる部分があるのかもしれないんですが、一番として項を立てている部分という意図がございます。順番に関しましては、順番を考慮してなかったという、ただそれだけでございますので、順番については合わせたほうがいいのかもかもしれません。

久委員長 いいですかね。私はこの順番で適切かなと思ったんですけども。

事務局 両方のページ。

久委員長 はい。4ページの場合は、まず、そのきっかけが協働のまちづくりですよね。その協働のまちづくりをするためにはビジョンの共有が非常に重要である。そのビジョンは、できたら市民の方々の暮らしからつくっていききたい。最後に、めまぐるしい状況の中では、変化に対応できるような姿勢も必要ですねという流れになってるわけですね。ところが5ページに行ったときには、今度は都市計画マスタープランの順番になるわけですね。そうなってくると、協働というのは運用方法ですから、最初にどういう形をうたい上げるかということになってくると、ビジョンをうたうということになりますよね。それをどういように実現するかの方策として協働のまちづくりと適切な進捗管理という順番になってるわけですね。ですから、当然、4ページの背景の書きぶりとは5ページの柱立ての順番というのは、当然、違うほうがわかりやすいんじゃないかと思ったんですけどね。松本さん、どうでしょうか。

松本（康）委員 今回の解説をいただいたことは既にわかっています。

森下副委員長 僕、パッと読ませてもらったときに、4ページ・5ページが多分一番「ワー」というようなイメージの中で、先生おっしゃった協働のまちづくりというところが非常に大きいと思うんですよ。その中で今おっしゃった5ページでビジョン実現型のほうに飛んでるといえるのは、僕は今すうっと入りましたけども。4ページで、これからのまちづくりについては、協働のまちづくりですよということを当然住民参画含めて今までうたったきた流れの中で一番頭に来てて、次に、新しく都市計画マスタープランをつくるに当たってはビジョンを実現するためにということで、別

に4ページ・5ページが同じ流れでなくてもいいんじゃないかなと、僕は思いましたけど。

松本（康）委員 後でまた言及させていただくということで。

森下副委員長 すみません。ちょっと発言させてもらいます。

休みも長かったので、皆さんも附せんを貼りながら、この4ページ・5ページのところで、まずちょっと気になったのが、5ページの上にならされてます、行政主体で「つくる」マスタープランから、みんなで「つくり、つかう」マスタープランへと。この「みんなで」というような文言ありましたっけ。僕の中で「みんなでつくり・つかう」という「みんなで」ということが何となくひっかかって。

田中委員 それはやっぱり、心の中でちょっとひっかかって聞いたんですけど、市民と事業者と行政を合わせたやつが「みんな」という意味じゃないでしょうか。

森下副委員長 何か「みんなで」かなと思うんですけど。

久委員長 だれがですか。

森下副委員長 ようわからないんですけど。

田中委員 これは別におかしくないと思います。

森下副委員長 「市民」じゃまずいんですか。ようわからんですけど。でもないんですか。

大内委員 市民、行政一体となってということ。

瀬川委員 事業者がいるんでしょう。

田中委員 事業者がいるんですよ。だから、その三者合わせて「みんな」なんですよね。

森下副委員長 なるほど。いいです。

次、すみません。11ページのイメージの中の丸“えん”の中の、この前もお話あった人と私の話ですけども、左上のところには、人と（私）でありまして、当然10ページのところにも人（私）になっているんですが、このメーンの10ページの人の

ところに私が入ってないのは、わざとでしたっけ。真ん中の人のところに（私）が入ってない。

事務局 前は、私という説明が久先生からあったときに、入れるとくだい
ですよという話があったんで、一番左側の上のほうで言うと、私という説明という
のは非常にわかりやすいのかなということで、左側のページでは入れてみてます。右
側は、やっぱりくだいかなということで入れてないという形をとってるんですが、いか
がでしょうか。

森下副委員長 ああ、そうですか。

田中委員 これはいいと思います。

森下副委員長 そうですか。

松本（康）委員 さっきの御指摘のように、11ページも実は「みんな」と入
れているんですよ、一番上の行です。さっき私が提言したことでちょっと悩んでい
たのが、ここに「みんな」と出てくるんですよ。

森下副委員長 みんなで取り組んでと。

松本（康）委員 5ページの、さっき、もういいかということで飛ばしたとこ
ろなんですけど、大きく書いてあるところは、みんなでつくり・つかうというふうに
「みんな」という言葉が書いてあるんですけど、その上の解説文、右側の2行目、市
民とともに活用できるとなっているんですよ。なので、ちょっと整合がとれてない
と思うんです。もし言うのであれば、事業者も含めて市民がということにしてしま
うならいいと思うんですけども、市民とみんなと何かちょっと意図的に使い分けては
るのか、ここも「みんな」と言いたいところなんかなというのがちょっとよくわから
なかったの。ちょっとその辺、議論をさっきのときにかぶせたらよかったですけど。

久委員長 ここは「みんなで」に変えても別に問題ないと思います。変えま
しょうか。

事務局 はい。

大内委員 事業者、行政みんなでと。

森下副委員長 すみません。続けます。

次の15ページの、これも僕だけのイメージなんですけど、14ページの下のところの写真のコラージュなんですけども、右側の桜町の桜と左側の船坂のまちなみの中で、右に書いている文言の真ん中の、阪神間モダニズムの伝統を受け継ぐ閑静で美しいまちなみとか、そういったものがありながら、自然とかそちらの左側の、地域への愛着を感じる暮らしの写真のイメージのほうが強いのかなと。何を言っているかというと、旧甲子園ホテルとかそういった写真もあってもいいんじゃないのという勝手なイメージです。

瀬川委員 今おっしゃったのは。

森下副委員長 船坂のまちなみのこういった田園風景の写真があるじゃないですか。

久委員長 昭和初期の住宅街のまちなみが写真にあったほうがいいんじゃないかという話ですか。

森下副委員長 そういったこと。

久委員長 そうすると、それを受けとって、上の香櫨園駅舎のデザインになっ
てるような話ですか。

森下副委員長 僕もそう思ったんですけど、香櫨園の駅舎ね。

事務局 これは確定ではないんで、最後の本にはこの写真が載るかどうか
わかりませんし、ちょっと中でも議論しているのは香櫨園の駅舎よりは、ここでは人
やまちの品をはぐくむ美しい活動みたいなのをあらわす写真のほうがいいのかなとい
うことも議論していますので、また写真のほうは検討させてください。御意見いた
だくのはちょうだいします。

森下副委員長 実は、前回の写真が例の景観賞のうかれごろであったんで、そ
こからいきなりまちなみが桜町に変わっているんで、どうかなと思っただけです。

それと、先ほどからの具体的な活動内容等が見えないというのが、今回、僕も若干21ページからの中で感じていることなんですが、ただ、大きな流れの中で感じていることなんですが、ただ、大きな流れとして、支援・協働・推進という大きな切り口で動いているというのは非常におもしろいなと思った中で、27ページの内容ですね。つまり26ページ・7ページで、地域の個性を生かすことに対して物事を見つけたり、発見とかいうことに対して、これこそまさしく「まちなみ発見クラブ」とかいう事例出してもいいんじゃないのとは思うんですけど。いかにも協働で動いているという感じかなという気はしました。

久委員長 (3)番のところにもう一つ起こすということですか。

森下副委員長 いや、何か(1)番の地域資源の発見の中で、自分らが住む地域のことを深く知り、地域の資源を再認識しますということが、まさしく僕らが今やっている「まちなみ発見クラブ」の内容なんです。だから、ここで住民が行う地域資源発掘や活用・取り組みを支援しますというところに、何となくまちなみ発見クラブを出したらええんと違うのと思うんだけど、ほかが整合性が合わないような気もするんですけど。

久委員長 あとは、あえて固有名詞抜いてますよね。

事務局 はい。

久委員長 固有名詞を入れてくると、またクレームつける人が出てくるんじゃないかと。どうしてそこだけ取り上げてるのという話になるので、うちも頑張っているよと、うちは行政の支援ないよという方が出てくる可能性がありますよ。

大内委員 大内ですけど、ちょっとここも私どもの班で意見が出ているんですよ。ここを全体に小さい書きぶりになってますけど、この地域資源と言ったときの定義がはっきりしないんじゃないかという印象を持たれてますね。例えば、このシンボルとなる云々という右側のカラムの枠組の中で書いてあることから続けて、歴史的な建物云々ということもそうかもしれないけど、例えば甲子園の高校野球というのも西

宮市にとっては大きな資源になってるんじゃないの。例えば、ほかにえびすさんのにぎわいとか、私立大学・私立高校、学習塾まで言うてますけど、そういう集積自体も非常に阪神モダニズムの中で一つの大きな資源になってるんじゃないだろうかと。そういうこともやっぱり言及したほうがいいんじゃないかしらという意見です。

久委員長 それは前からこの問題の話なんですけど、都市計画の施策としてそれをどう生かすかという観点に立ったときにどう書けるかなんですよ。それが非常にここに特出しするほどの都市計画施策として大きな意味合いがあるものかどうかというところで、あえてそういうものが入ってないという解釈だと思っんですが。これ総合計画だったら、それはいろいろ書いてもいいと思うんですけど、都市計画マスタープランという限定の中で書いていることでいうと、いわゆるソフト的な事業に対しての言及というのはやはり限定されてしまうのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 今、例えば森下さんの意見でも、特定される言葉というのはできるだけ省いている部分があるんですけども、甲子園とかにつきましても、この地域の個性を生かすというところでは、(3)番の一番上のポツの2行目ぐらいで、地域を特徴づける資源があって環境が整っている地区の特徴的な環境を保全しますという文言であるとか、大学という話もあったんですが、大学に関しては、次のページの文教都市の魅力向上というような部分で、特定の言葉は使ってないんですが、大学や文化施設などを中心に特徴的なまちなみが形成されている地区というような書き方をしている部分があって、そちらのほうで対応できるかなというふうには思ったんですが。

大内委員 そうすると、妥協点を求めるとすると、26ページでいう地域資源という言葉をもうちょっと補うといえますか、もうちょっとイメージできるような何か定義みたいなのが要るかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

久委員長 どうでしょう。地域資源は広い意味で地域資源ととらえてもいいと思うんですが、ただ、それを都市計画マスタープランとして発信、共有するという観

点に立てば、そこに限定が入ってしまうという理解じゃないでしょうか。地域資源そのものを定義して限定してしまうということではないのかなと思うんですが。

大内委員 逆に発見して定義していったらどうなんですか。一つの目的になってますでしょうね。我が地区はこれが地域資源であるというふうに。

事務局 地域資源という言葉自体は、割と広い意味をとっているのかなという感じなんです。限定してしまうことによって、何か狭めてしまうことよりも、ここで特に支援とか協働が多いんですが、みんなとともに地域での活動の中でそういうことを発見するなり、保全活用していきなりというような位置づけを持てば、柔軟に使っていける言葉として置いておく方法もあるのかなと思うんです。

久委員長 ちょっと具体的な話になっちゃいますけど、たまたま1月5日に生駒市長と対談をするという機会があって、いわゆる景観行政団体に1月1日に生駒市がなったんですね。奈良県の場合は、奈良市とかあるいは今井町を持っている橿原市とか、明日香村とか、いわゆる歴史的な資源が非常にシンボライズされているところが今まで景観行政団体になってきたんだけれども、そういう顕著なシンボルのない市町村で初めて生駒市が景観行政団体になったんですね。そこで、その市長と話をしているときに、市長はシンボルがないところとおっしゃるけれども、それはどういう意図でおっしゃるんですかという話をさせてもらったときに、このシンボルにするということが非常に難しいんですよという話をしたんですよ。それはどういうことかと言いますと、ある資源があったとして、それを特化させているんな形で守っていたり、あるいはPRしていくことが必要なときに「いや、あそこだけじゃないよ」という先ほどの話が出てくるわけですよ。何でこっちもしないの、あれもしないの、これもしないのということがどんどんふやればふやるほどシンボル化が薄まってくるんですね。そういう意味では、大内さんがおっしゃるように、まず発見をしないといけないんですが、発見するだけではシンボルにならないで、多くの人たちがそれを大切に思う、それをめり張りをつけて自分たちのシンボルにしていくという手続をとらない限り、

シンボルにならないんですね。お一人お一人のシンボルかもしれませんが、まち全体のシンボルにならないんですね。そういう二段のプロセスを踏んで初めてこのシンボルとなるという話につながっていくので、これさらっと書いている割には、実はこれを実現しようと思ったら非常に難しいと思うんですよ。だって、その宮水でさえ、あれだけ議論になるわけですよ。宮水だけがシンボルかと。そういうことでいうと、このシンボルというのは、実はそう簡単には生み出し得ないんですね。

大内委員 その意味では、あんまり具体的な甲子園の野球がどうのこうのとか、ここでは言わないほうがいいということですね。

久委員長 そうです。

大内委員 確かに、27ページの取り組みの主な視点という真ん中の地域資源の発見とありますから、ここで支援・協働・推進というところで今のような手続も行われるということで、そういう説明で納得してもらおうということでしょうか。私、そうします。難しいですけどね。

久委員長 これをみんなで見つけ、シンボルにしていく議論をこの10年間でやっていきたいと思いますという話だと思うんですよ。

瀬川委員 今のことに関連して、いいですか。おっしゃってるのが、ちょっとなかなか胸にすんと落ちないんですけど、高校野球とかそういった具体的なことを書くと、ほかにもあるんだという議論が出るというのはわかりますけど、逆に、高校野球とか甲子園ホテルでもそうですけど、それは地域資源の発見の前に、地域の財産を磨くというか守り育てるとというのが、まずあると思うんですよ。そういったこととプラスその発見ということ、この2つのことが大事だと思うんですけど、この26ページの地域の個性を生かすというのは、何のために地域の個性を生かすのか、その目的を考えますと、やっぱり自分らが住んでいるまちに誇りを持ち、それで発信し、できたらほかの地域からも「西宮はこんなとこやで」ということを知ってもらおうということにつながっていくのが一番の地域の個性を生かすんじゃないかなと、私は思う

んですよね。それでいきますと、あんまり具体事例がないような形で、例えば今のこの事例のままですと、一体何を書いているのかさっぱりわからないという印象にもなるような気もするんですけど、この辺、いかがでしょうか。

事務局 最初の部分は、発見する前に大事にして磨くという部分は、右のページの(3)、(4)のところで、まず保全を守っていきましょうということと、活かしていきましょうということで、4つ、ここには方針がありますので、書いてあると思います。ここは、見つける・学ぶ・守る・活かすということで4つの段階なのかもしれないんですけど、区分で地域の個性を生かすような施策をとっていきましょう。モノやコトという書き方をしているのは、コトというのは建物とか物理的なものだけでなく、地域の活動みたいなものを含んでコトというのをつけているというところなので、これで読めるんじゃないかなとは思っているんですが。

瀬川委員 1番と2番でその違いはわかりましたけど、丸四角の下は事例でしょう。例ですよね。

事務局 施策の取り組みの例ですね。

瀬川委員 例ですよね。例であれば、その具体的な名前など固有名詞が出たら、何であかんですかね。ほかにもいろいろあれもあるで、これもあるでと言ってくるでしょうということですけど、言ってきたっていいじゃないですか。むしろ書いておかないと、何を言いたいのかわからないと思うんです、初めて読んだ人は。非常に抽象的で。いろんな意見が出てくるのを避けるためにというのは、ちょっと消極的過ぎるんじゃないですかね。

事務局 避けるというか、行政の施策としてもなんですけど、これを書くのであればあれも書かなければならないと。

瀬川委員 だから、例を挙げていただけだから、それは含まれてると考えてくださいというふうに言ったらいいんじゃないんですか。

事務局 今はそれを全部含まれていると考えてくださいという書き方を、個

別の名称を挙げてないんで、全部の一応施策の中で方針の中で、そこは文章の中で含んでますというんですけども。

瀬川委員 私どもはずっと論議してきてますから、ここに書かれている背景は理解してますけど、初めて読む人は、この26ページ・27ページを見ても、我々の思いがそこまで理解できるかいうたら理解できないん違いますかね。非常にさらさらと書かれてますから。

久委員長 それを言い出すと、本来はもっとたくさん書かなきゃいけないですね。

瀬川委員 書いたらいいんじゃないですか。

久委員長 その意図とか、そういうところもしっかり書かないといけませんよね。そういうのは、都市計画マスタープランができた暁には、ガイドブックとかさまざまな解説のための出版とかしますよね。そういうところでしっかりと書くという手もあるんじゃないかなと思うんですよ。これは、あくまでも計画書ですよ。

瀬川委員 計画書でそこまで書くものじゃないわけですか。ちょっとわからないので聞いているんですけど。

事務局 テクニク的にはですけども、まだこれには写真とかが入ってないんですよ。写真で例示を少し見せるというテクニクは考えております。

松本（清）委員 私もそれを言おうと思ってたんです。

事務局 代表的なものを載せると。

瀬川委員 なるほど。

森下委員長 確かにあいてるスペースがあるので。

松本（清）委員 何か書くのにいいなと。

瀬川委員 なるほど。そういうことなんですかね。

事務局 そこでイメージしていただくというのはできるかなと思います。

久委員長 それにしても、先ほど森下さんから出たような、この写真じゃない

ほうがいいじゃないかという話が出てくるわけですね。

松本（清）委員 その間をとると、そういう写真でというのは僕もいいと思います。

瀬川委員 確かに妥協というのはそこかもしれませんね。ある程度イメージできるものじゃないと、パブコメに出しても「一体何のこと」と、何を言ってるのかさっぱりわからないよと、このままではなってしまうと思うんですよね。市民の方がパブコメで読んで、「なるほど、こういうことやな」というのをある程度つかまないといかんのと違うかなと思うんですけど、それを言葉にするとややこしいわけですね。写真やったら、つなぎにはなりますよね。

松本（清）委員 スペースが限られてますから、それ以上は載せられなかったということに。

事務局 パブコメには間に合わないかもしれない。ホームページではイメージしていただけたらと思います。

瀬川委員 方向性はそういうことですね。わかりました。

森下副委員長 流れでよろしいですか。実は水越委員がお休みの中で、ずっと続いていたメーリングリストが年始早々飛び込んできまして、水越さんからの御意見を発表します。

次のページの28ページ・29ページのところで、ハードのみの記載になっていると思う。都市の魅力には、そこに住んでいる人たちの魅力（ソフト面）も大いに関係すると思うので、その辺のところがないんじゃないのという意見なのですが、僕にはよう答えないので、何か皆さん御意見がございましたら。

久委員長 先ほどから何度も繰り返しているように、都市計画マスタープランですから限界がありますということだと思っただけですね。

田中委員 それに含めて言うと、今のお話で、アクセスしやすいまちづくりというのが3つ目にありますよね。これが非常に難しいんですよ。ほかのやつは、いろ

いるでいいんですけど、これをするには市民の絶対的な協力がないとできないんですよ。だから、これをここまで書くのだったら、何か具体的なものがそれこそないと、例えば、強化しますとか、充実を図りますとか、何かしようと思うと圧倒的に費用と時間のかかる施策なんですけど、これが実際にこれだけで皆市民の協力が得られるのかなということをちょっと気にしたんですけども、ほかの部分はあんまりお金がなくてもできるんですけど、これだけはもう絶対的な費用と時間がかかりますよね。

瀬川委員 田中さんおっしゃったのは、その市民の協力が絶対に必要ということで具体的にはどういうことですか。アクセスしやすいまちづくり。

田中委員 例えば、交通網がかかりますとか、公共交通自転車道をつくりますとか書いてますね。自転車道をつくるのには、道路を広げないとできないということですよ。そうすると、そこに住んでいる人は、道路を広げるとなると、必ず立ち退きが出てきますよね。そういうことまですると、その費用たるや莫大なものになるんですけど、そうするのにこのぐらいの書き方でいいのかなという、もう少し何か具体的なことを少し。さっき、出たらぐあい悪いということなんですけども、そういうふうな協力をぜひお願いしたいとかいうふうにしなないと。言葉はおかしいですけど。

松本（康）委員 例えば、お隣の尼崎なんか、逆に車道をつぶして自転車道をつくったりと、この前出てましたよね。あと、普通にみんなでもっとバスに乗りましょうよとか、そんなんでもいいわけですよ。

田中委員 歩道を例えば今、盤滝トンネルへ行くほうの苦楽園から行く道にあるんですけど、そここのとこ片側一車線ずつなんですけど、歩道たるや、それこそ60センチぐらいしかない。で、左右の車はぎりぎりだと。朝いつも見に行くんですけど、学生が道路をあふれて、歩道をあふれて車道にまで通ってるぐらいの危ないところなんですよね。どうするんやとなったら。

久委員長 そういうときは一方通行にするんです。

田中委員 あそこは一方通行できないです。

久委員長 でも、何か協力してもらわんとできないでしょう。

田中委員 だから、それを言いたいんです。そこまでするのに皆さんの協力が
なかったらできないということです。

久委員長 それはここだけと違います。ほかにもいっぱいありますよ、協力が
ないとできないところは。

田中委員 もちろんそうなんですけど、物すごいお金がかかることなので。

久委員長 お金かかりません。今、一方通行にすることにはお金かからんわけ
でしょう。

田中委員 それをするのに、交通の担当者から絶対クレームが出ますよね。一
方通行することによって、例えば2キロも3キロも遠回りしなきゃいけないとかにな
ってくると、1本しか道がありませんから、そういうことになると。

久委員長 その矛盾をどういうようにみんなで調整していくかというのが都市
計画の仕事ですから。

田中委員 そうなんです。

久委員長 それはここだけじゃなくて、すべてそうなんです。すべてだれか
が文句を言い始めますから。

田中委員 言いますよね。

久委員長 だから、ここだけの問題じゃないですよいう話ですわ。

田中委員 もちろんそうなんですけど、私がずうっと見てたら、ここだけがずば
抜けて大変なことになると。

久委員長 もっとずば抜けてすごいのがありますよ。

田中委員 教えてください。どの辺ですか。

久委員長 例えば、先ほどの都市農地の話もそうですよ。

田中委員 農地の話もそうですか。

久委員長 農地の保全で、例えば生産緑地の解除の手続きをとるときに、本当は

買取請求が出されるんですが、買い取った事例は道路が公園に予定されている以外は、全国的にもほとんどないですね。それをどういう形で所有者さんが「もう農地やめたい」と言うてるところに対して保全するのかという手はずは、そう簡単にはいかんはずですよ。

田中委員 それで。結局それは、農地を持っている個人の方と行政とか周りの近所の方の話じゃないですか。

久委員長 いやいや、そこに税金が投入されるとすると、市民全体の同意が要りますよね。あるいは、地区計画にしてもそうですよ。地区計画も100軒・200軒の同意がないとできませんよね。

田中委員 もちろんそうですよ。

久委員長 すべてにわたってそうじゃないでしょうかという話ですわ。これは、アクセスしやすいまちづくりだけじゃないですよという話ですわ。私も正直、例えば専門家的に見ても、書いてあるのは簡単やけど、これやろうと思ったら相当馬力が要るという話がいっぱいありますよ。

田中委員 確かにそれはありますよね。

大内委員 だから、これのもともとのねらいは、田中さんのおっしゃるような、そういう経済的な負担が物すごく大きくなるから、皆さんでこれをどうしましょうかって、地域で話し合うための最初の規範になってるというふうに考えたら、これでもいいんじゃないかと思えますけど。

田中委員 それは規範的に必要あるけど、市のほうとして、まちを整備しますと言い切ってますよね。

大内委員 そこにひっかかるわけね。

久委員長 だから、言い切っちゃったらやってもらわないと困るでしょう。それをどんどんやってもらいましょうよ。

大内委員 だから推進もし、支援もすることもありますのうちにいるんですね。

ただ、時間のスパンはここで何も定義してないから、それは長期にかかって解決していくと。ただし、方向はずっとそうですよと。10年なり20年なり、このマスタープランが活着ている間は。

松本（康）委員 さっきのお話のニュアンスで行くと、結構「協働」とは言わずも、住民の理解を得るといような活動も含めてあるので、推進にもろしるしがついているので、このままで行くとやってくれるという感じにとれますよね。

田中委員 そう思ったんですけど。私のひとりよがりかと思って。

松本（康）委員 限られた場所でどうするという地域の話合いが重要だと思いますので。

大内委員 行政としては、あくなく、それはうまずたゆまずやるということじゃないですか。その地域の問題解決のためには。ほったらかしにしませんよということじゃないですか。

森下副委員長 そういった意味では、発案になって啓発になって。

田中委員 しますと言いつているから、それを信じるよりほかない。

大内委員 だから、今回のマスタープランはそこまでのことが含まれているというふうに皆さんが理解すれば、どこかで当然歩み寄りも出てくるでしょうし、行政で裁判に訴えて強制執行があるとかということにもなるかもしれない。

久委員長 前回はお話ししましたように、年に一回はこれをチェックしましょうと言っていますから、このうちどれだけ進むかどうかというのを毎年毎年チェックされるわけですよ。できなければ、今どこに原因があるのかということで、みんなで知恵を働かせて、来年一番、何を重点的にするかという話にまで持っていけるようにということですなので期待をしていたらいかがでしょうか。

田中委員 わかりました。

事務局 田中さんの今言われたこと、例えば、最初に言われたアクセスしやすいまちづくりに限って言えば、例えばこういう関係の個別計画では、言っておられ

る住民との合意形成とかいう点では書き切れない分野だと思うんです。

田中委員 もちろん、そうでしょう。

事務局 やっぱり交通問題一つにしての、それだけ地域に入っていくと、必ず合意形成を図ろうと思っても、いわゆるエゴというか、例えばコミュニティーバスなんかに限っても路線選定の中のバスの停留所を選定する上でも地先の方の合意形成が図れないとできないと。だから、これは細かい契約でもなかなか住民との合意形成まで踏み込めるかということ、なかなか踏み込めないで、ここらはやっぱり都市計画に限っての基本的な方針ですけど、この程度におさめておいたほうがいいかなと。

田中委員 よく理解はできるんですよ。

森下副委員長 すみません。あと2つ。34ページ・35ページのところは、今回マスタープランの中でも非常におもしろい地域のチカラを高めるというところの中で、まさしくこのところには事務局が行っているまちづくりカフェのこともあっていいのかなと。具体的な内容を書いたらあかんということなんで、まちづくりの人の育成のところの内容がそういったことなのかなと思いながら読んでました。感想ですが。

瀬川委員 何ですって。ちょっと意味がわからなかった。

森下副委員長 34ページのところの、まちづくり人の育成ってあるじゃないですか。ここの話というのは非常に地域から啓発しながら進んでいくって、いいんですけども、今、市のほうでやられているまちづくりカフェがあるじゃないですか。あいった啓発というの、そういった意味ではいいことなんだなと。それを書く・書かないは別にして。だから、今までの流れの中では具体的なことを書いてはいけないということになっているんですけども、もし写真のコラージュでもあるなら、そういったこともあっていいのかなと思っていました。

瀬川委員 どうせ、ここに写真が入るんでしょう。

事務局 印刷版のときに。

事務局 何か、イメージがね。

松浦係長 イメージは色のイメージを入れていく、施策のイメージを入れていく。それと、森下委員への答えとしては、カフェ、ラウンドテーブルの分は交流の場というところのイメージでつくって入れている感じです。

森下副委員長 すみません。最後これだけなんですけど、38ページの左下のネットワークの構築のこのイメージなんですけども、非常にきれいなんですけども、真ん中のところのまちづくりですが、ここは真ん中、まちづくりなんですか。皆さんがネットワークを構築する中で、真ん中に向かって矢印の中心のところはNPO活動・地域活動・自治会活動・事業者活動・個人の取り組み・PTA活動などで、真ん中はまちづくりなのですかねということです。

久委員長 ちょっと質問の意図がもう一つつかみにくいかと。

森下副委員長 まちづくりネットワーク構築で、都市計画・防災・環境・福祉・産業・教育、これは確かに行政施策ですよね。下にくるっとあった中で、皆さんがネットワークを構築している中心に向かってところは「まちづくり」という言葉になってますけど、そこになんてしょうか。

瀬川委員 だから、何にしたいんですか。

森下副委員長 わからない。

瀬川委員 今おっしゃってる意味でもわからない。

久委員長 逆ですよ。場という概念はまさしくそうだし、ビジョンという言葉が出てるでしょう。まちづくりというものがまず中心にあるわけですよ。そこに向かってみんなが集まってくるということですよ。だから、集まって真ん中に生まれてくるんじゃなくて、まちづくりというビジョン、目的があって、そこにみんなが集まってくるという、事務局はそれをあらわしているはずですよ。

森下副委員長 じゃあ、この矢印は反対でもいいのと違う。

瀬川委員 矢印要らんのと違います。要するに、円の外周にあるところ全体が

まちづくりをみんなで作ってるということでしょう。

森下副委員長 かかわっているネットワークですよというのは、よくわかるんです。僕だけかな。まちづくりという言葉が何か氾濫している中で。

大内委員 いや、こういうふうにとるんです。例えばPTA活動って、ふだんのPTA活動の中でまちづくりということは多分意識してないだろうと思うんだけど、このマスタープランの中では今後そういうこともPTA活動の中に旧啓蒙活動をやりながら、地域社会の子ども、先生方も含めて、ここでいろんなことを言うてる中で、PTAとして参画できるようなものは何かということのを常に意識させるという、そういう意味でのネットワークをつくっていくんだというふうに解することは可能じゃないでしょうか。むしろ、私はそうあってほしいと思いますけど。今まで独立で学校の先生と子どもたち、親だけで話して、我々全然関係なく過ごしている実態ですわね。そういうところに我々も入り込んでいって、実はこういう地域の問題があって、学校としての協力できるところはないでしょうかみたいな。

田中委員 実際現在、私も、目神山ですけど、自治会というのがありまして、まちづくりの協議会で「やまびこ会」というのがあるんですけど、子ども会があって、それはやっぱり父兄と子どもたちが全部寄ってやっていますので、その中のまちづくりの一環として、父兄・子どもたちがみんなしてやりますので、その学校のPTAという活動じゃなしに、親子としての活動とか、ティーチャーのTが抜けてますけれども、それはそれでいいんじゃないかなという気がするんですけど。

大内委員 だから、そういう例もあるけれども、例えば私のところみたいな新興住宅地では、そういうことすら学校の行事としての延長ではありますよ。だけど、地域社会が全体に絡んでるといえるのは、かなり濃淡がありますね。だから、そういう意味でPTAの中でもそういうふう意識してもらって活動すれば、そういうまちづくりのネットワークができるんだということのを、ここでは読めるんじゃないかなと思うんですね。

田中委員 その点に関してはね。

大内委員 以前も学校の広場を利用するとか何とかかんとか一回ありましたね。

田中委員 校庭を使ってありましたね。

大内委員 いろいろ警備上とかいろいろ問題もありましたけど、だから、そういう問題をどういうふうに解決するかみたいな具体的な話ができるようになるかなと思って。これは余りイメージとして問題に思わなかったんですけど。

久委員長 これ、まちづくりの実現にしますか。まちづくりの実現に向かってみんながやると。

田中委員 そうですね。

大内委員 それぞれの組織の持っている機能をまちづくりの実現に向かっても生かすと。そうでないところもあるでしょうと。

松本（清）委員 この図のメーンはこの円なんでしょう。このネットワークの構築というのをもう少しきちっと大きく表示したほうがいいかなと。何か右のほうに。

田中委員 ちっちゃく書いてあるから。

松本（清）委員 ちょこっと書いてあるけど、下に例えば大きく表示するとか、ネットワークのことを言いたいんですね。

森下副委員長 そういうことです。それはわかるんです。わかるんだけども、今おっしゃった、そのまちづくりに矢印があるからかな。よくわからないんですけど。

松本（清）委員 ネットワークすることでまちづくりが推進できるということ。

森下副委員長 当然そうですね。

松本（清）委員 自分たちだけではできないと。

大内委員 行政施策の点々で囲っているのも、これも大きな平べったい矢印なんじゃないですか。

瀬川委員 矢印なんでしょう。

大内委員 でしょう。だから、そういうふうに動けばあんまり問題ないんじゃない

ないかと。

瀬川委員 　　だから、図表的に難しいんですよ。矢印があるから、そういう誤解を招くと思う。

森下副委員長 　　わかりました。じゃ、まちづくり活動にしますか。

瀬川委員 　　この38ページの文章の最後に、まちづくりに多様な主体が相互に連携することが大切と、これを言いたいんですよ。だから、それらしい言葉にしたらいいで、できたら、この行政施策が下側にあって、上側にNPO活動・市民の活動があるほうがいいんじゃないんですか。市民活動がある。それをサポートする行政組織ですと。そのほうがわかりやすいんじゃないんですか。

久委員長 　　脱線話ですけども、これ自治会長さんの何割かは怒る人いますよ。個人の取り組みはここに来るんじゃないくて、自治会活動にまず来んかいなという自治会長さんが多いです。だから、そういう意味では、これはなかなか悩ましい、本当は見の人によったら悩ましいことなんですけど。この前、私、あるところで自治会活動もNPO活動もと言うと、自治会活動もってどういうことかと。自治会活動がやろうかと怒られましたから。その他大勢と一緒にするなと怒られましたけど。

田中委員 　　そう思うんですかね。

大内委員 　　それは、自分たちがまちづくりの中心にいるという自覚ですかね。

久委員長 　　私たちがまちをまとめているんだと。だから、個人とかNPOが勝手に自分のまちで動かれたら困るわけです。まず、自分たちの自治会活動に協力しなさいと、そういう言い分ですわ。

田中委員 　　ということは、ここで地域活動とか自治会活動とかと書いてあるのが、自治会活動しか残らないということですよ。

久委員長 　　そうです。その方々にとっては、そういうことなんです。

大内委員 　　それは結局濃淡があって、地域によってあって当然しかるべきでいいんじゃないんですか。その地域は、ここは自治会中心で。

久委員長 いや、少なくないですよ。そう思っている自治会長さんは。

大内委員 私、わかります。自治会もないような地区に住んでますので。

事務局 真ん中はまちづくりの推進でよろしいですか。

森下副委員長 はい。

大内委員 それと、大内から2点ほどまだあるんですがよろしいでしょうか。

1点はちょっとした確認だけですが、班の中で上がってきたのは、いわゆる南北の交通の利便性の改善ということについては、前の素々案から来てる疑問なので、この新しい今回配付されたもので行けば、28ページのアクセスしやすいまちづくりで、地域交通の利便性云々ということ、それから30ページにも交通のことが書いてあったと思うんですが、こういうところでもカバーされているんだというふうに理解して班の方に説明してよろしいんでしょうか。多分、これは松村先生の大きな問題もあるだろうと思うんですけど。そういうこともちゃんと。

久委員長 市内南北交通の話は、28ページのアクセスしやすいではとれないんですよね。他都市から市内各地へのアクセスがよくという話になっているので、市内南北交通、どこかにありましたね。

大内委員 地域の生活利便性。

事務局 32ページの地域間交流の促進などで。

久委員長 ここですね。

事務局 はい、ここに交通網の充実と。

大内委員 どこですか。

久委員長 32ページの(2)にありますね。

事務局 最初のところです。

大内委員 だから、ここでカバーされているということでもよろしいですね。あとは具体的にどうするかちゅう問題で。

じゃ、2番目の問題。方針6のところ、この「にぎわい」というのは、ここでの

疑問を示されているのは、私もちょっと一部、前に触れたと思うんですが、地場産業、それから商店街の活性化、確かにそれは「にぎわい」というと、かなり狭い地域の発想じゃないかと。ところが、市としての税金対策上とか新しい産業を育てて活性化するということが、ここからはちょっと読めないんじゃないかなというふうな意見が出てました。私、確か、せんだってそのことを言うたように思うんですが。そういうことは意識せずに、ここの作文をつくられたのか。

久委員長 ちょっともう少し教えていただきたいんですけど、産業振興ビジョンだったらいろいろ書けるんですけども、都市計画マスタープランとして、それはどういう政策・施策になると想定されての御意見でしょうか。

大内委員 確か、この前の議論の中で、あるときから産業施策のことも云々と出てきたと思って、ワークショップのときは、それは違うんでとおっしゃっておられて、その議論は中止したはずだったのになという印象がいまだに残っているんです。で、この間の7回目のときに見たときに、地場産業を活性化するとあったけど、それは単に酒が売れないから売れるようにしようというだけじゃなくて、本当は持ってる培養産業とか、あるいは食品産業とか、もうちょっと大き目の新しい産業としてこういう機会をつくり、税収入も上げるという意図がここには見られないんじゃないかという指摘が、私は妥当かなと思ったんですけど。

久委員長 それは、だから都市計画マスタープランだからでしょう。産業振興ビジョンだったら、そういう御指摘は必要ですけども、都市計画的には用途地域を変更したりということで、産業が立地しやすくするというのが一つの目玉なので、その話はここに入っていると思うんですね。あと、そこで雇用をどう創出するかとか具体的な企業の立地促進とかというのは都市計画の問題ではなくて、産業施策の問題ですね。

大内委員 その辺は意図的にそう書かれているのか、そこまで想像ができるように何かちょっとあったほうがいいかなというふうに思うんですけど。

松本（康）委員 32ページの左一番下の、状況に応じた用途地域の見直し云々というのは、それなんですか。

大内委員 それは今、先生がおっしゃったとおりだと。

松本（康）委員 直接的になかなか具体的なイメージがわかりませんが。

大内委員 どうもその「にぎわい」ということが非常に狭くとらえられるという印象を持っているんですね、この意見された方々は。広場だとか商店街だとか、そんなぐらいの感じのイメージですね。そうではないんじゃないかと。それは産業施策でやることだとおっしゃられたら、私もそれ以上言いようがないんですけど。ただ、そこからは、そういうふうには一般の方が読めるかなと、そういう気がします。

松本（康）委員 左下の丸四角の、地域経済を支え、にぎわいと活力を云々、これではちょっと弱いということですか。

大内委員 何かそういう「にぎわい」という言葉がひっかかるんでしょうね。だから、確かにここは産業施策を言っているのではなくて、それは小さい範囲でいいんだよと。例えば33ページにある（2）番で小さなにぎわいをつなぎはぐくむと、そういうことを言うとするんであってというふうな説明であれば、それはそれでもいいと。

久委員長 32ページの（1）番の2つ目の丸四角の中の、にぎわいと活力を生むの活力のほうじゃないですかね、先ほどの雇用であったり、税収の問題というのは。ここに入っているわけですよ。

大内委員 だから、持続的な活動と言った場合は、現状を維持できるような活動ということになるんじゃないですか。

久委員長 いえいえ、新しく来た場合もそこでずうっと操業し続けられるということなんですよ。

大内委員 あるいは、現在あるものを持っている、いわゆる経営資源になるようなものを発掘するような、そういうことも保全すると。

久委員長 ちょっとこれも具体的に なっちゃいますけども、今、東大阪市でイ

タカの地域というところが都市計画を検討してきたんですけども、そこはもともと中小企業のまちなんですけど、中小企業が、工場が出ていったとか、どんどんマンションに変わってきたんですね。マンションに変わっていった後から入ってきた住民さんが、においがするとか音がうるさいとかと言って操業を妨害するような発言がふやてきて、その工場主のほうから、これはどういうことかと。工場を規制する都市計画が多いのに住宅立地を規制する制限というのはないやないかということで、逆規制をかけて、住宅が余りできないように、工場が出ていった跡は工場が立地できるような都市計画をするということをやっているわけですね。それが、まさしくここに書いてある持続的な企業活動を支える環境の保全を都市計画で実現するという、非常に具体的なわかりやすい事例だと思うんですけど。

大内委員 この場合は、産業側に立ったんですね、考え方としてね。今の事例から理解できることは。

久委員長 恐らくこれ、日本全体で今、工場が逃げ出してますので、西宮もそうですけれども、工場が逃げ出した跡は工場がもう一回来てくる可能性というのは、今までに比べて低いですね。そのときに、どういう都市計画の方針をとったら、企業も喜んで来てくれるかということですね。

ちょっと脱線話にまたなっちゃいますけども、尼崎にパナソニックが来ましたけれども、パナソニックさんの話を聞いていると、候補地として尼崎が最初的时候は第10位ぐらいだったんです。ところが突然1位になって、尼崎に来たんですね。その理由の一番大きなのは、だれも反対者がいなかったということですね。その周辺住民も議会も市役所もみんなウェルカムだったと。こういうまちは、ほかになかったということですよ。だから、そういうことを促すようなことができる都市計画にしたいなというのがあります。

大内委員 ここで言うてることは、別に新しい産業を起こすとかなんとかという以前の問題の土地利用規制の問題もあるんですね。

久委員長 脱線話がふえますけども、ワールドカップで日本負けまして、その直前に大阪府知事が、あんなところにサッカー練習場をつくるなど言い始めたでしょう。あれはマイナスに働いてますよね。地元が反対している国にワールドカップに参加できるのということじゃないかなと思うんです。

田中委員 現実問題当たってますけどね。サッカーは別にして。

久委員長 ほか、いかがでしょうか。

森下副委員長 最後にすみません。この間の総計の参考資料で資料編がついてるじゃないですか。こういった形で、また何かそういうのをとっていかれるんでしょうか。

事務局 はい。それは以前から御説明しているとおり。

森下副委員長 その中で委員名簿とかあるんですけど、この辺も列記されるんですか。

事務局 はい。多分それはつきます。ワークショップのメンバーさんも思っています。

田中委員 すみません、一つコメントしてよろしいですか。さっき大内委員が言いました水と緑のことで、市街化区域の拡大ということですけど、その2のまちづくりの水と緑を身近なものにするというところで(1)のところに、原則として市街化区域の拡大を抑制しますと書いてあるんですけども、原則としてというのはどの辺までのことを原則とするのか、ちょっと意味がわからないんですが。22ページです。

久委員長 さっきの話ですけど、今、日本全国、国土交通省も市街化区域の拡大は、よっぽどのことがないと認めないという方針を出してますので。

田中委員 ということは、まず認められないとっていて差し支えないということですか。

久委員長 はい。よほどのことがない限り。よほどのことはありますよ。例えば岸和田なんかでも50ヘクタールを新しく市街化区域を編入するというのをやって

ますからね。それは、大阪府がもう20年前から市街化するという地元とお約束をした経緯があるわけですよ。景気が悪くなったからやめますよという話になって、地元は「何でやねん」という話になりますよね。もう半分買収も済んで、今さら言われてもないう話になるので、そういう場合は、大阪府が国土交通省に頭を下げて、こうこういう事情ですからという話をします。ただ、これから新たにというのは認められないことになります。

田中委員 ということは、農地は守られると見ていいわけですね。

久委員長 それはわかりません。

田中委員 それはわからないんですか。規制だけの問題ですか。

久委員長 市街化調整区域の農地は原則、地権者さんがみずから使う行為に対しては制限を加えられませんので、それは変わっている可能性ありますね。

田中委員 きょうの朝日新聞にもいろいろそのことが出てましたので。

久委員長 ただ、この数年前に都市計画法を改正して、市街化調整区域にできる土地利用を制限をかけてきましたので、従来のような自由さはかなり減りましたけれど、でも、一定の土地利用はできるようになりました。

田中委員 難しい。

大内委員 だから、やっぱり農政部とか何かそういう制限をいかにこちら向きにというか、その趣旨に沿って農地なり何か確保していく、あるいは緑地公園に転化するとか、あるいは市民農園に転化するという行政の力が本当に発揮できるのかなと。地権者、要するに土地所有権私権なんだから、代々の農家を継ぐつもりがないんで何とか処分したいと言われたら、それを制限しようがないという状況が現実だと思うんですね、我々のところもそうですけどね。そこは、どこかで歯どめがないと。

田中委員 例えば、農地に住む場合、売ってマンションにするんじゃないに、農地を何かする場合には必ず緑地にしなさいというふうな形をとってしまえばですね。

大内委員 だから、それも面積制限がかかってくるのでね。何平米以上の開発

に当たってはね。

久委員長 でも個人財産ですからね。それに対して財産補償しなければいけないでしょう。

田中委員 いや、それは日本の考え方で、外国の考え方では、地上権というのと土地を持っていることとは違うという考え方ができるんですよね。

大内委員 私もその意見は賛成。

久委員長 先ほどの生駒は、今後「市民の森制度」というのをつくります。それは10年以上賃貸させてもらうのであれば、300平米以上の市街化区域内的の緑地なんですけども、そこは固定資産税をゼロにすると。そのかわり、みんなが入れるようにすると。

大内委員 何かメリットがなければね。

田中委員 そうですね。

久委員長 ついでには、今候補に挙がっているところがどこかとは申し上げられませんが、かなり莫大な森を保持しているんですけど、年間の固定資産税が90万円なんです。その90万円払い続けて何にも使っていないわけですよ。これが相続のときに多分売却されるだろうというところなんですけど、ただ相続になってくると、今度は相続税は減免されませんので、ここで次の世代さんが売却する可能性が出てくるわけですね。だから、現世代の方はいけると思うんですけど、息子、娘さんがどうされるかというのがちょっと。

田中委員 この前新聞に書いてあったドイツなんかは、それがきっちり規制されているということなんで、西宮でもやればできるんじゃないかなという気がするんですけどね。

久委員長 いや、それはなかなか日本の国民の財産権に対する思いというのがどう展開してもらえるのか。

田中委員 それは、いろいろ問題はあるでしょうけど、何か市がそういうふう

な目的を持ってするという意思の表示はどこかにあってもいいのかなと。

大内委員 さっきおっしゃったのは、私もずっと常日ごろ考えていて、やっぱり農家にとって何かメリットがない限りは、協力するというか、趣旨はわかるけど、おれだって税金をいつまでも払い続けたくないよというのが多分あると思うんですね。だから、やっぱりそれは固定資産税免除とか、あるいは猶予するとか、そういうのが一緒に附帯してないと、こういういろんな施策をつくっても結局は作文だけになるんじゃないかと思うんで。

久委員長 もっと具体的に、イギリスにはナショナル・トラストとかシビック・トラストというのがありますよね。その基金をみんなで集めて、民間団体が買い取っていくわけですよ。そういうことが西宮でもできたらいいわけですよ。市民基金をつくってもらって、みんなが年間何千万円という基金を積み立てていけばね。

田中委員 今度NPOに寄附すれば、半額免税になることやし。

久委員長 生駒とか箕面は、それをもう既に立ち上げてますけども、市民からの基金は微々たるもんですね。

大内委員 趣旨だけはいいいんだけど。

久委員長 アンケートとったときは、みんな「基金に繰り入れます」と書いてくれたのにもかかわらず、できた途端、だれも振り込んでくれてない。どういうこっちゃねんと。

田中委員 それでも、ないよりましですからね。だんだんふやてくるかもわからない。

久委員長 だからそういう意味でも、市役所がそういう仕掛けをつくっていただくということと、それに協力していただける市民の方々がどんどんふやていくということが相乗効果となって、多分守られていくんだなと思うんですね。

大内委員 だから、我々も見てての印象論でしかないんですけど、やっぱりその農政部なりJAなりが不動産部を持ってて賃貸事業の公告を出すぐらいの、そうい

う現実が目に見えてくると、本当にこれ危ういなといつも思いますよ。ほぼ毎日見ることですけど。農協の車、不動産部のちっちゃな車に男女が乗って、近所の田んぼを走り回ってますよ。どういう話を地主のところへ行って話すのかわからないけど。だから、そういうのを見ている住民が、また大内さん、家が建つんじゃないでしょうかねと私のところへ来るんですよ。そういう問題を目にしていると、もうちょっと何かやっぱり、我々の議論の中に農政部の話あるいはJAの話は何度か私指摘してますけど、見えたことがないので、非常に不安・懸念を抱くんですね。本当に可能なんだろうかと。現実には、この1年で両方合わせて2,000平米ぐらい以上の面積がつぶれていってますから。一気にやると面積規定にひっかかって、地域住民との協議がないといけないんですけど、細切れで順番にやっていってますので、それは、もうちょっと歯どめをかけるようなことをやらないとだめだなといつも思っているんですが。

久委員長 具体的にこれをこちらで言い出すと、一つ一つ実現するための施策を市民の方々に御協力いただきながら、知恵を働かせていかざるを得ないんでしょうね。

大内委員 だから、どこかでたたき台みたいな取っかかりをやっぱり、こういう動きをすると我々もいけますよみたいな具体的な、地区・地区でリードがあれば、それが資源につながるというか、地域住民が結束して何かを議論するチャンスが生まれるのかなと思うんですけど、周りを見たら、新興住宅地なんかとても今の段階では難しいですね。できてから6年目かな。そういう現実がありますのでね。

久委員長 ちなみに、大内さんが今お住まいのところは、もともと何だったんですか。

田中委員 田んぼでした。

大内委員 田んぼというか畑で、生産緑地指定土地ですよ。

久委員長 でしょう。それがなくなってお住まいになってるわけでしょう。

大内委員 私の住んでいる建物は、もともと震災時は銀行の寮だったと思いま

す。

田中委員 前ですね。

大内委員 区画整理して、どうも土地の形をいじって、2棟ある真ん中を道路にして、それは私道じゃなくて市道にして、管理組合が全然違うまちに2つ同じマンションがあるみたい。我々としては、ひょっとしたら一部農家同士で土地を供給しあって区画整理に協力したのかもしれませんが、もともとは田んぼの真ん中にあった銀行の寮だったと思いますけど。

松本(康)委員 41ページの左上のほうに、地域カルテというのが出てくるんですけど、これって何か具体的な作成例みたいなものってあるもんなんですか。何かまちづくりの世界では、こういう地域カルテというのが何かあるもんなんですか。

久委員長 1970年代に大流行したんです。まず、地域の状況を知っておこうということですよ。

森下副委員長 26ページにも出てますよ。26ページの地域資源の発見というところ。

事務局 今でもインターネットとかで、この言葉で引くと結構出てくる市がございます。一定の範囲の地域でどういう現状になっているかということだと。土地利用とか人口とか、そういうのをまとめた1枚か裏表ぐらいのものが大体多い感じなんですけど、まちづくりの基本的な状況を知るという意味では必要な情報じゃないかなと思っています。

久委員長 まちづくりをするときの、まず大原則として、やっぱり自分たちのまちの状況というのをちゃんと数値データも含めて知っとかないといけないということなんです。そうしないと、何か適当に自分たちの思いだけでやっちゃうところが出てくるので、それをしっかりとおさえておいて、書き物に記しておきますというのが地域カルテなんです。

松本(康)委員 わかりました。

大内委員 何か行政統計みたいなんですか。例えば、人口何人かから始まって。

事務局 そういうことですよ。それが市全体ということじゃなくて、もう少し割と自分たちのまちレベルでまとめてということ。

大内委員 地域レベルのね。

久委員長 例えば、八尾市ではいろいろつくろうと頑張ってきたんですけども、例えば人口密度がどれぐらいか、高齢化率がどれだけということ、それがどういう位置づけになっているかわからないので、八尾市の場合は、すべての小学校区中何番にいますかということが全部わかるんですね。うちは高齢化率が5番だとか、人口密度が28番だとか。そうなってくると、うちはええほう行ってるなとか、うちはちょっとここ頑張らないかなとか一目瞭然になってきますでしょう。

大内委員 確かにそれは市のいろんな統計資料はざーっと見る程度ですけど、今のような両方にウエイトがかかったような資料は見えませんでしたね。我々のまちの特徴は何なんだろうかと直観的に何か新興都市に来て、そんなふうぐらいしか思っていないので、確かにそういうのは大事だと思いますね。

松本（康）委員 まちづくりの情報とか、そのまちの現状・特徴とか、そういうことなんですね。

大内委員 狭い地域の現状ということ。

久委員長 これもちょっと後ろ向きの話になっちゃいますけど、それも出すなと言う人も出てきますよ。地価が下がるとか、うちの地域のイメージが悪くなるだけやないかとかいう話になるので、やっぱり皆さんが、どの部分をどういう形で公表するのかというのは議論しておかないといけないですね。

松本（康）委員 42ページの 番なんですけども、地区まちづくり計画の反映ということで、都市計画マスタープランに位置づけますとあるんですけども、これは何々地区まちづくり計画というのが今我々がつくっている都市計画マスタープランの後ろにまたオンされていくという、そういうイメージだと理解すればいいんですか。

事務局 そういうイメージですね。

松本（康）委員 例えば、次バージョン 2 . 1 というふうに改訂をするときに、例えば鳴尾地区でこういう計画ができましたとってたら、鳴尾編とかいうのが後ろにちょこっとついて、また次の機会には段上編とかついたり、そんな感じということですか。

事務局 そういうイメージですね。

松本（康）委員 わかりました。

久委員長 これは事務局とまた実務課で一定の議論をしておかないといけないんですけど、場合によったらバインダー方式という手もありまして、その冊子でくっつけちゃいますと、なかなかどういう形で追記していくのが難しいんですけどね。

松本（康）委員 それから、あと 4 3 ページですけども、よく P D C A サイクルといわれるので、PLAN・DO・CHECKと来てるんですけども、この A というのは、よく ACTION というのが使われてたと思うんですが、この ALTERATION というんですか、これは一般的なものなんですか。

事務局 余り使われてないと思うんですが、逆にアクションでわかるのかなというのがありまして、A（ALTERATION）があるので、見直しというそのままの言葉になるので、今回は見直しも入れて考えてますので、この言葉を使わせていただいたというところです。

松本（康）委員 ちょっとびっくりしましたので。

久委員長 イギリスには、イヌタリーディベロップメントプランという都市計画書があるんですけども、そこにはモニタリング・アンド・オルタレーションという言葉がちゃんと 1 章あるんですね。そのモニタリング、つまりモニターをしていきながら、直さないといけないところは改善（オルタレーション）していこうという、そのモニタリングの方法とオルタレーションの方法の手続がちゃんと書いてあるということですよ。

大内委員 オルタレーションの改善なんて、変更や。

松本（康）委員 そういう意図でお使いになれているということで、わかりました。

大内委員 前向きに改善すると。

瀬川委員 ちょっとわからないですね．P D C Aサイクルの一般的な言い方からすると、オルタレーションという理解はだれもしないですよ。

大内委員 専門家の意見なので。

瀬川委員 マーケティング用語とか経営用語でいうと、P D C Aサイクルいうたら、Aはやっぱり必ずアクションですよ。

事務局 必ずなのかどうかはわかりませんが、アクションが多いです。

瀬川委員 どこ見てもアクションしか見たことないですけど。久先生がおっしゃった、モニタリングとオルタレーションの説明はちょっと次元が違う話だと思うんですね。P D C Aと単語でいうんだったら、やっぱりアクションだと思うんですよ。そうじゃないと、極めて違和感がありますよね。じゃないんですかね。

大内委員 ただ、ここはタイトルが見直しの考え方といたら、このマスタープランでは、これはそういうふうに定義づけるというふうに説明しているというふうに理解すればいいと思います。

久委員長 アクションの場合は、日本語に直訳すると改善行動になるわけですね。改善行動ではなくて、このプランを変革するというところを目指すのであればオルタレーションだし、改善行動をしていくというのであればアクションだということだと思っんです。

大内委員 1行ほどちょっとどこか補ったらいかがですか。これはなじみがないですね。

瀬川委員 そしたら、P D C Aサイクルという言葉を使わなかったらいいんじゃないですか、逆に。PLAN・DO・CHECK・ALTERATIONによる進捗管理にして、その後

るにP D C Aサイクルという言葉を抜いたらどうですか。

大内委員 固定観念にひっかからないと思う。

久委員長 あえてP D C Aと英語で言わなくてもいいじゃないですか。計画・実施・進捗とか。

瀬川委員 そうですね。むしろ、そのほうがずっと入りますよね。

松本（康）委員 じゃ、表現は工夫いただいて、よく一般にはアクト・アクションかなと思っています。それとあと、前回の委員会で確か久先生のほうから、まちづくりでみんなで取り組みやすいのは公園の活動だというふうなことでお話もいただいて、ちょっと何かそういうのを紹介するコラムでも入れたらどうかかなというようなお話もあったかと記憶しているんですが、そのあたりは、この後何か写真とかと合わせて、本編では入れるということなんですか。

事務局 本編ではコラムをはさみたいなと思ってます。コラムは、委員の方皆さんに書いていただこうと思ってますので、またよろしくお願いします。

松本（康）委員 わかりました。

久委員長 森下さんには、まちなみ発見クラブをしっかりと書いてもらわんと。

松本（康）委員 それとあと、3ページに戻ってなんですけども、 番のところ、ちょうど中ほどなんですけど、社会問題が複雑化していますというくだりがあるんですけども、社会問題という文言がもうあと1カ所どこかに出てきたと思うんですけど、4ページの の社会問題の複雑化とあるんですけど、結構表現としてはビッグワードというか、何のことかなというようにもとれたんですけども、上のほうには「価値観の多様化」ということで、それなりに理解できる言葉が書いてあるので、あえてその社会問題が複雑化ということを書かないといけないのかなというふうな感じがしまして、後のほうを読んでいくと、問題というのが昔ほど明確じゃないんで、みんなでビジョンを共有してやっていきましょうという流れになっているので、そういう文脈で使っているということなのか、コラムを入れるのが面倒くさいから社会問題という感

じなのか、どんなものでしょうか。

久委員長 番を改めてそういう御指摘をいただくと、ニーズの高まりも見られるなど、社会問題は複雑化していますと、つながってないですね。「見られます」ですよ。

松本（清）委員 別の話ですね。

事務局 課題という部分に意識を置いて書いているので、社会問題という言葉を使っているところがあるんですが。

松本（康）委員 次の4ページなんかを見ていくと、問題抑制型のまちづくりからビジョンを目指してのというようなところがあるので、何となく複雑化した問題というのをわざわざ取り上げると、やっぱり問題抑制型なんですかみたいな、ちょっと何か違った意図にとられたりしないかなと思ったんです。

久委員長 番で言いたいのは、合意形成が難しくなっているということです。都市計画マスタープラン、理由がないといけないから、考え方の多様化あるいはライフスタイルの多様化によって、みんな生き方とか価値観が違っていっていると。だから、ますますその合意形成が難しくなってますよという話なんです。

松本（康）委員 そういうことでいうと、次の協働とかいろいろつながっていきそうな気がしますね。

久委員長 そのあたりは。

事務局 「見られます」で、もう切ってしまうても十分に伝わるのかもしれないですね、先生がおっしゃるとおり。

久委員長 正確にその都市計画の問題として考えるならば合意形成が難しくなるということになります。

大内委員 だから、新しい公共という考え方でやりましょうと、こういうことになりますね。

久委員長 ストレートにはそれだけではないんですけど、それも一つの考え方

の背景にあると思います。

社会問題の複雑化で、私一ついつも事例に挙げるのは、子どもたちの安全が脅かされているということです。今までは子どもたちはほうっておいたら帰ってきたんですね。ところが今は、ほうっておいたら帰ってこない世の中でしょう。だから、その地域の方々がみんな見回りに行くんですよね。こんな複雑な問題というのは、そんなに今までなかったんですけど、どんどんふやていく中で、やっぱり行政だけでは対応できないということになってしまっているということなんですよ。それを指してここでは社会問題が複雑化していると。親が死んでも届けない人があれだけ出てくるというばかげた話から。ほか、全体的にいかがでしょうか。

藤本委員 書き方の問題ですけれども、2章のところ、取り組みの主な視点というのは、結局それぞれのことを言ってるわけですよ。支援なのか協働なのか推進なのかということですよ。それぞれのところで見れてもいいのかなというふうに思うんですね。それも含めて、今2行で書かれているのがちょっと頭の中で連動しにくいんですね。1が縦に来るんですよ。そのつながりが2ページのところを見たときに、このつながりがちょっと把握しにくいので、もしできれば、余裕もありそうなので1列でずうっと、枠で囲われたら左で、右側に事例というか文章で書かれている分を入れられたらいいのかもしれないですけど、1ページ1列で見れたほうが見やすいのかなというふうに思いましたので、ちょっと御検討いただいたらいいかなと。パブコメにしてもどういうふうに見ていいか、ちょっと戸惑うなと思って。ページによって違うんですけども、このぐらいだと見ますけれど、詰まっていると、どう行っているか、見にくかったりします。できれば、左側にこれを置いて、右側にずっとここだけで済ませて、もし写真を入れられるとしたら左のほうにと。

事務局 右側に。

藤本委員 あいてそうなので、これ右だけでつなげて多分入ると思うんですね。左をちょっと空間としてあけて。

事務局 左をあけて。

藤本委員 今だと(1)(2)(3)(4)という読み方をしないといけないですよね。それをだから、もうここはなしで、左はこの見出しだけを左にしといて、右に入れていくとかですね。

久委員長 それか、左で右に写真を入れていくといいん違いますか。

藤本委員 どっちかに、とにかく1行に。

事務局 文章をこう読んでいくと。

藤本委員 ちゃんとつなげて見れたほうがいいのと、それから、これをわざわざ上げるのもスペースがもったいなと思って、それぞれマークとか何か小さな表記でいけるように思うのでね。

田中委員 これ、実際は白黒ですけども、インターネットに載ってるのはカラーで載ってますよね。

藤本委員 そうですね。見てないです。

田中委員 実際に色刷りのほうで色分けができるので、本番ではそうなるんじゃないかなという気がするんです。

藤本委員 パブコメは白黒じゃないんですか。

事務局 もとの紙は白黒になります。インターネットではPDFになると思うんですが、カラーになると思うんですけど。

松本(清)委員 写真の入れ方もあわせて、どれが一番見やすいか。

藤本委員 そうですね。それから3章もやっぱり文章があって図があって、文章があって図画あつての組み合わせになっているので、もう少し整理していただいたほうが見やすいのかなと。やっぱり、ここまで文章で図、文章で図になっていると、ちょっと見てる側としては、しっかり読み込めば理解できるんですけども、ちょっと図が多いかなという気はします。特に、40ページのところ、この図の意味が余りよくわからないというか、ここまでこういう絵にしなくても、右上のは繰り返してい

るわけですね。簡単にまとめられてるのかと思いますけれども、できるだけわかりやすくされたほうがいいのかなというふうに思います。これ多分、点々の矢印ということなんでしょうけれども、絵にしてわかりやすい場合もありますけれども、あえて絵にしなくてもわかりやすく書けばいいのかなというふうに思います。

41・42ページあたりですね。先ほども地域カルテという質問が出ましたけれども、ちょっとここは行政用語とか難しい言葉が幾つか出てくるかと思しますので、この部分だけでも、幾つか言葉の説明を後ろにつけていただいたほうがいいのかなというふうに、特に41ページは思います。全体的には、そうすれば少し見やすくなるかなというふうに思います。以上です。

久委員長 そのあたりはちょっと工夫をお願いいたします。

ほか、この案に関しましていいですか。

松本（康）委員 10ページなんですけど、毎回おまえはこれを言うという感じすみません。この「宮水の“えん”でつなぎはぐくむ美しいまち西宮」なんですけど、私も5班で今度ミーティングを開こうかなと思っていまして、私らの班では文教住宅都市と入れたほうがいいん違うんかとか、ずっと根強いコメントを開いているんですけども、何とかうまいこと説明して、みんなで理解をしていきたいなとは思っているんです。結局、宮水というのは、その流れとしてとらえていますと。“えん”というのは、6つのイメージのまちのことですよ、まちのイメージですよということで説明いただきまして、平たくつぶして読んでしまうと、流れのまちという解説になってしまうんですが、今度の29日の説明会等で市民の方に説明されるときに、このあたりの解説は、事務局さんとしてはどんな感じで流れるように説明をされるのかなという、その説明の口上をちょっと聞かせていただけたら、あらかじめ私もちょっとその意識で共有を図りたいなと思うのですが。

事務局 このまま読み上げるぐらいしかないんですけど。

松本（康）委員 “えん”でつなぎはぐくむ美しいまち西宮というのは、その

6つのイメージを実現して、それでまちをつくっていきましょうということで、割とすんなり読めると私は理解してるんですけど、最後までひっかかるなというのが宮水のというところで、今回、流れとしてとらえていますということなんですわね。どうつなげようかなというところが。

久委員長 説明をされるときに、私が気になっているのが「宮水の“えん”でつなぎはぐくむ美しいまち西宮」それぞれのキーワードは勝手につくったのではなくて、6班から一つ一つ出てきたキーワードをつむいでいったんですよ。だから、勝手に我々が、あるいは事務局が作文をしたということではないということ、少し説明を加えたほうがええんかなと思います。

田中委員 これが6ページに写真が出てますよね。その話の流れですけど。

松本（康）委員 これ、うちの班なんですけど、うちの班で情報交換、意見交換している中では、いろいろ議論を重ねる中でやっていくんですよというような説明もしてきてはいるんですけど。この一連の言葉、フレーズとしてはこういうことですよというのをすんなり説明したいなと思っているんです。

久委員長 先ほどの説明会はあくまでも説明会ですので、意見があれば、それはパブリックコメントに書いてくださいということです。

松本（康）委員 そうですね。

田中委員 29日の話ですか。

久委員長 はい。そこで、これ違うやろうとかという話になったら、またそれで半日ぐらいとりそうなので、とりあえず事務局側というか策定委員会としてこういう趣旨・思いで、こういうように作文をしましたというところを42ページなりで説明していただくということだと思っんですけどね。

事務局 もう一つ、皆さん初めて聞かれた方は、やっぱり宮水のイメージが南部の酒造りの水というイメージですぐ考えられるということで、北部出身のメンバーさんは、何でそういう限定になるんだということで、また初めて聞かれる方は、ま

たそういうことがぶり返してくると思うんですけども、よく考えたら、地形上、六甲山から海に流れる川とかいう表現の中に、例えば北部の六甲山系から流れている名塩川とか船坂川とか有馬川もみんな武庫川に注いでいますので、行く行くは大阪湾に注いでいくというイメージで、南部も北部もこの表現で、一応地形形状の流れは包含できるのかなと思ってます。

大内委員 だから、私が強烈に何回も言うてるのは、そこなんですよ。要するに、南部と北部の方のそういう隔絶感が、特に北部の方は持っておられるので、そうじゃないんですよ。六甲から流れてくる水で、地下水は武庫川に流れてないから、具体的に事務局がおっしゃったとおりですよ。私も現地へ行っているいろいろ説明聞いて、山口へ行ったときに、川は向こうに流れているけど、それは必ず武庫川に入って、皆さんとそれはつながっているんですよ、そういうことを基調に置いてこのマスタープランをつくってるんだという説明を改めて事務局からしていただいたら、皆さん納得されるんじゃないでしょうか。そういう思いでこれは議論したんだと。

瀬川委員 そうですね。6班で宮水を考えたときの思いは、今、御説明いただいたとおりなんですけど、要するに六甲山から海まで流れる、これは南と北の隔絶というか、それをなくすというか、要は川でもってつないでますよねと。宮水に込めた思いは、そういう南北をつなぐという思いもあるんですよ。だから、単なる流れじゃないんですよ。象徴した流れになってますけど、南北をつなぐという思いなんですよ。そういう意味で物すごく言葉足らずかもしれないけど。

松本（康）委員 だから、自然・まち・人というのが今回も3つの柱になりますけど、結局、宮水というのが自然のつながりでもあるし、人のつながりでもあり、まちでみんなを守っている存在でもあるんでという、自然・まち・人のつながりというのが宮水なんですわと、それに思いは込めましたと。

大内委員 流れじゃなくて、きずなということですか。

松本（康）委員 そういつながりということでしょう。

大内委員 象徴したきずなとしてとらえていますと。

瀬川委員 きずなね。そのほうがいいかもしれないね。

大内委員 はやり言葉的じゃないですけど、流れという物理的な流れをいうんじゃないくて、ひょっとしたら、そのほうがいいかも。

久委員長 きずなでわかりますかね。今我々は納得しましたけども、きずなのほうが説明が要るん違いますかね。宮水がきずなというのは。

大内委員 いずれにしる、事務局でそういう、いわゆる水質論の宮水じゃないんだということを説明するんだったら、どちらでもいいんじゃないんですか。そういう思いで、我々は策定委員会を第8回までやってつくり上げたものですと。非常に頭に置きましたということを書ければ、北部の人に「じゃ、具体的にこれからどうしていくんや」と、これからの地域地区別構想の中でいろいろ意見を言われるような下地ができるということですよ、精神的に。

松本（康）委員 もしひっかかるとすれば、この宮水の言葉の解説について何か御意見がつく可能性もあるかなということなんですが。

田中委員 これ前回もその話が出て、このコメントを入れていただいて、私は非常にわかりやすいなというふうに思ってますけど。前はわからなかったんですけど、突然宮水だけ出てきても、このコメントを少し入れていただくだけで、皆さんに理解していただけるんじゃないかなという気がしますけどね。

瀬川委員 ただいまおっしゃったコメントというのは、この梓の中のコメントですか。それとも下の文章。

田中委員 下の文章。前回、瀬川さんおられなかったので、それを入れていただくようお願いしたんですよ。

松本（康）委員 今の御説明の趣旨なんかも踏まえてちょっと班の中で協議したいと思います。ありがとうございました。

久委員長 あと、いかがでしょうか。

瀬川委員 すみません。それと先ほど久先生がおっしゃったのは非常に大事な
ことだと思うんですけど、要するにこの策定プランというのは、皆さんワークショップ
のときの各班のものをストレートに反映するということではないですと。皆さんか
ら出していただいたやつを各班の代表の策定委員に加えて有識者の皆さんも入った中
でつむいでいったとおっしゃいましたよね。そういう中でつくってますので、皆さん
が去年やっていただいたものと全く無関係じゃないですと。それをつむいで行ってや
ってきましたと。これは一番最初に、事務局からはっきり言ってほしいんですよ。自
信持って。

事務局 それはずっと言ってるつもりなんですけど、ここにも書いてある6ペ
ージがそれをまとめてあるところなんですけど。

瀬川委員 6ページに。

事務局 これをこれ以上書くと、それはちょっと違うだろうというような、
都市計画マスタープランの本編としては違うだろうという気がしますので、6ページ
程度でまとめさせていただいていますが。

瀬川委員 なるほど。

大内委員 だから、おっしゃってるのは、口頭で強調してその部分はもう一
遍言い直してほしいということでしょう。

田中委員 冒頭のあいさつのときに。

大内委員 読んだらわかるじゃなくて。

久委員長 説明会の一番最初の切り出しです。

瀬川委員 切り出しとしてね。

事務局 29日の話ですよ。29日は、6名の方もいらっしゃって当然助
けていただけるということですよ。委員会で作ったもんですから、何か事務局が
集中砲火を浴びそうな気になってきましたので、そこはフォローしてもらわんと、多
分うまく説明できません。

松本（清）委員 やります。これから積み上げてきましたよということですね。

事務局 前回の都市計画審議会の報告は、来ていただいた大内さんと森下委員には見ていただいているんですけど、そのあたりを重点に全部説明をしておりますので、この冊子の何倍か説明はしておりますので、そこは。

森下副委員長 あれ、わかりやすかった。

久委員長 ちょっと、この案はこれでいいでしょうか。

松村委員 すみません。非常によくできていると思うんですが、専門家から見ると、ほんまにできるんかいなという感じがしないでもないんですが、非常によくできていると思います。

1点だけコメントなんですけども、40・41ページのところで、協働のまちづくりの推進というふうに書いてあるんですが、これは行政のことだけに係るんじゃないで、市民・地域活動であったり行政であったりというのが協働のまちづくりの推進というような意味合いじゃないかなと思うんですが、どうなんですかという質問です。

事務局 主語の話ということではなくて。

久委員長 協働のまちづくりの推進は市民・地域活動と行政合わさって協働のまちづくりの推進じゃないですかという話ですね。

松村委員 図からいうと、この丸の右下にある協働のまちづくりの推進というのが行政にしか入っていないので、多分41ページの5の協働のまちづくりの推進に向けた行政の取り組みでも協働のまちづくりの推進というところに入ってますので。

久委員長 ここを正確に書くと、推進のための体制づくりとか仕組みづくりということですね。

松村委員 そういうように書いたほうが言葉の流れがわかると思うんです。以上です。

久委員長 あと、いいでしょうか。

室崎委員 よろしいですか。第2章の中身で3点ほどあるんですが、30ペー

ジ・31ページのところで、地域の防災力の向上という欄があるんですけども、ここの中に入るかどうかは別なんですけれども、災害時に被害が大きくなる可能性が高い部分の防災力の向上ということで書いてあるんですが、こういった中で避難ができるような公園だったりとか避難場所だったりとか、何かそういうことであったりとか、火事が起こったときに街路樹がとかっていったようなこととかというのが入る可能性があるのかなと思うのが一つです。

久委員長 どうですか。一個一個いきましょう。

事務局 広域避難所等の確保ということですかね、施策として。

室崎委員 そうですね。そういう配置だったりとか、避難をするときのというのが、その都市計画的な部分として関係することがあるのかなと。

事務局 広域避難というこの書き方は、災害時に被害が大きくなる可能性の高い地域が割と密集している地域という質問なんですけど、道路の拡幅整備などと合わせた小さな一時避難場所的なものであるとか、有効であれば街路樹等で倒壊とか延焼とかという方策も出てくると思うんです。いろんな方策を含めて、その地域に合った形で進めたいというか防災力を高めたいというのが、この文章に込めた思いなんです。

久委員長 これ、どっちですかね。先ほどの御指摘でいうと、都市の防災性能の向上のところですかね。下はどちらかという、民間がやることへの支援という形になってますよね。

室崎委員 そうですね。

事務局 広域は上ですね。

久委員長 広域だけではなくて、その地域の防災拠点をつくるとか、公園に防災機能を付加させるというのは、上の都市の防災性能の向上のほうがふさわしくないでしょうかというようなことなんですけども、地域の防災力の向上と都市の防災性能の向上はどう使い分けていらっしゃるかと思いますということですよ。

事務局 下の地域の防災というのは、区域という言葉を使っているとおり、小さな範囲でできる取り組み、上の都市の防災性能というのは、広域幹線であるとか広域避難所であるとか、避難地であるとかというのもイメージで使い分けています。

久委員長 ということは、その地域の防災性能の向上には、先ほど室崎先生おっしゃったような話がもう一個あってもいいのかなと思います。今の黒丸のところは、道路の拡幅整備はあるんですけども、後の部分がどちらかというと民間がやってることの支援という形になってますよね。道路の拡幅整備だけじゃなくて、先ほどの公園の防災機能の向上とか、あるいはその地域の避難所の整備とかというのもあるんじゃないんでしょうかという御意見なので、書くのであれば書けるのかなと。担当部署とちょっと打ち合わせしていただいて、そこまでは書けると仕方がないけど。

事務局 はい。

室崎委員 もうそれは、ここでは入らないんだということであれば。次が、次のページの32ページ・33ページの、元気やにぎわいを生み出すというところの交流の場をふやすというところなんですけど、ここで例で挙げていただいているのが、一定規模以上の開発のときの集会所誘致と、あとインターネットなどを活用したというところで、何かバーチャルなというか直接会わない部分の場づくりというところなんですけど、ここでも書けるかどうかというのがわからないんですけども、空き店舗ですとか空き住戸を活用したそういう交流の場づくりみたいなものを支援したりとか、そういうので「にぎわい」というのがつくれるのかなと思うんですけど、そういったものがもしもここに活用の可能性がありますかということなんです。

事務局 今、「など」で逃げているところでございます。

瀬川委員 具体的に書いてほしいということだと思んですけど。

事務局 明確にちょっと書くのは、今難しい状態です。

瀬川委員 何ですか。

事務局 担当部署のほうはまだそこまで踏み切れてないところがございます

ので、調整をかける中でいうと、そこまで明確には書けないところがあって。

瀬川委員 今後10年間で担当部署を動かす役割もあるんじゃないんですか。

事務局 あるんですけど、ここを「など」と書いてあるのは、そういうのを含めて、いろんな意味を含めて場をふやしていきたいというふうに書いてますので。

久委員長 私も空き店舗を交流の空間にするというお手伝いをしていますが、そう簡単にはできないんですよ。まず、空き店舗を貸してくださらない。あるいは、貸して下さったとしても、家賃が非常に高い。そこに対してどれだけ事ができるかどうか。それが継続的に補助が続けられるかどうかとか、さまざまな問題があるんですね。それをやろうと思うと、一定のやっぱり覚悟というのが必要なので、その産業振興のところは、まだまだそこまでできないというところですよ。

松本（康）委員 先生さっき言うてた交流広場づくり、何か補助事業って、あれ県でしたか。

事務局 県です。

久委員長 県民交流広場事業でしょう。あれも活動は3年でしょう。4年目以降どうするのと。あと850の小学校をすべて県内につくって、そのうち幾つ生き残るでしょうねというのが、私も立ち上げ応援してきて心配なところなんですけど。1,000万円も補助金突っ込んで建物をきれいにして、後5年つぶれましたといたら、ちょっと目も当てられへん事業になっちゃうなという気がするんですけどね。

室崎委員 そういう意味では、次の34ページのところに、交流が生まれる仕組みづくりで、先ほどのラウンドテーブルみたいなのをイメージしたものを下線で書かれているんですけど、同じことは何回も書かないのかもしれないんですけど、何となく、インターネットなどと読むと、何か直接人が会わないように思ってしまったので、何かそれだけじゃないよと言うほうが私はいいなと思ってる今の発言です。何かバーチャルなだけでつながってるだけじゃないほうがいいかなと思ったのでということです。

最後、もう1点なんですけど、34ページと35ページ、地域のチカラを高めるの(2)番の交流が生まれる仕組みづくりのところの1点目で、歩道の整備とか通過交通の流入抑制により、安心して行き交うことができるようにしますと書いていただいているんですが、これもちょっと小さな話なので、直接書くことではないかもしれないんですけど、ここか、安全か安心というようなところとかで、行き帰るだけじゃなくて、まちの中で休憩ができるというか、そういうベンチだったりとか、そういった部分というのは動くだけじゃないようなことも入るといいなと思ったんですが、少し小さいことなので、ここまで書かないのかもしれないんですが、私の感想です。以上です。

久委員長 それは、この下の、市民が自由に利用し交流できる場づくりを誘導・支援しますというところには、今のところは想定されているんでしょうか。

事務局 想定はしてますが、道路のほうは、今のところかなり難しいようです。その道路という機能の中では、現時点でいけるというふうな表現は持てません。

室崎委員 実際に高齢者の方だったりとか、いろんな外出の調査とかをしていると、やっぱり長時間歩けないので、いろんなところで休憩できないと安心できないので外出できないというところもあったりして、みんなが出来るような空間づくりみたいなものも関係はするので、何らかの形で。

松本(康)委員 ベンチの整備とかですね。

久委員長 かなり気をつけておかないといけないんですけど、私なんか景観アドバイザーをお願いをしているのは、マンションで植え込みつくりますよね。植え込みにちゃんと座れるようなスペースをとってもらえませんかというお願いをすることが幾つかあるんです。そういう、本当に細かい工夫を続けていけば、いろんなところに座れるようになっていきますよね。単にベンチを置くだけの話じゃないと思うんですけど。

大内委員 私の地域の近くの一角にそういうところがありますね。植え込みの

ところにベンチが置いてあって、どうぞ御自由にお座りくださいと。片一方はごみのステーションになってますが。

久委員長 それは景観指導とか開発指導の一つに違いないと、気をつけておかないといけない話ですけど。というのが、ちゃんと10年間でどんどんできるように書き込むのかどうするのか、ちょっと検討してください。

大内委員 やっぱりそういうところへ木陰も欲しいですね。

松本（康）委員 室崎先生おっしゃったように、安心して歩き、行き交う、歩き憩えるとか何かそういう言葉があったほうがいいんじゃないかということですね。

室崎委員 そうですね。まちに人が歩いているだけじゃなくて、いろんなところで人の影が見えるというのがいいかなと思います。

久委員長 よろしいでしょうか。あと、いかがでしょうか。

森下副委員長 冒頭、大内さんがおっしゃった2ページの震災のところ、最初のところだったのであんまり多く書けないんですけど、多くのボランティアが全国から集まり、みずからネットワークを形成してから、下段の、このように市民の力と文化を愛する気風というところは、なくさないようにお願いしたいんですが。

大内委員 なくさないように。

森下副委員長 多分、文字とこの写真とのあれで、大内さんの発言のところを入れると、ごちゃごちゃとなって骨抜きされるのかなと。消えていくと思います。ここの話は、そういうことがまちづくりの歩みの流れなのかなと。僕とすれば、炊き出しの写真の様子もあってもいいけど、スペース的には非常に難しいですね。

久委員長 夙川公園の遊歩道をもうちょっと何かトリミングしてもらおうと、何とかかなりそうですけど。

森下副委員長 言葉がなくなるのは嫌だなと。

久委員長 あと、よろしいですか。幾つか修正いただきましたので、また事務局と私のほうであとは処理させていただいていいですか。それをパブコメに出してい

ただいて、またその後集まっていたいで、どう対応するかということを検討させて
いただきたいと思います。

それでは、全体的に何か、委員の皆さんからありますか。

松本（康）委員 すみません。県の委員会の資料なんですけど、このマスター
プラン（案）なんですけど、班での情報共有、意見交換のために使いたいんですけど、
これをいただくことはできるもんなんですか。

事務局 何部ぐらい。紙で。

松本（康）委員 データで結構です。

事務局 はい。送ります。

松本（康）委員 データでいただいても、前のバージョンがありますので。

瀬川委員 それと、できたらこれも一緒に。

事務局 わかりました。一緒にお送りします。

久委員長 あと、いかがですか。

森下副委員長 パブコメなんですけど、これは事務局にお願いしていいものかど
うかわからないんですけど、今ホームページが新しくなったじゃないですか。その中
でトップページの真ん中のところに、いろんなことがある中で、今、環境のトップペ
ージが出てると思うんですけど、マスタープランのパブコメのあそこにポンと入るの
ですか。つまり、入り方が非常に今までの流れと違って、都市計画のほうから入っ
ていったときに非常に難しいので、できたら、トップページに入ってもらえるような扱
いに嘆願できないかなと思って。

久委員長 トップページに新着状況はあるんですね。

事務局 環境が載ってるのは、新着の情報であるので、そこに載っているの
かなと思うので、これを上げたときは多分新着で上がると思うんですけども、それを
ずっと新着の形をキープしないといけないんですけど、それはちょっと難しいかもし
れないですね。

大内委員 これ、いつまで維持できるんですか。

田中委員 1週間ぐらいですね。変わっていきますよね。

森下副委員長 変わってはいきますけど、今までの様子が変わってきたのがタイムリーなのか。

松本（康）委員 以前、パブリックコメントのページみたいなのがありましたよね。それは今もあるんですか。

森下副委員長 はい。今は、この見直しのページに行こうと思うと、すごいリンクをたどらないと。

田中委員 すごいリンクですよ。だから、上にパブリックコメントと打ったときに出てくれたら。今はいろんなもの出てきますよ。右上の検索のところに言葉を入れると出てきますよ。すごく進歩したなと思ってます。

森下副委員長 僕はそれだけ言いたかったの。すみません。

久委員長 できるだけトップページから入れるように工夫してもらえるようお願いしたいということですね。

ほかにどうですか。よろしいですか。この西宮スイーツはもう読んでおいたらいいいんですか。

森下副委員長 こういう話があったよって中で、東京ではテレビとかラジオの中でスイーツはあったけども、地元はやはり日本酒ということに対しては意識してるんだなというのが、これだけのアンケートであったよという記事が朝日新聞の年末に載ってたので、それとまちなみ発見フォーラムは2月6日に行われまして、田中さんの写真展もございます。なおかつ、まちなみ発見景観賞もとりましたので、ぜひ皆さんの参加をお願いします。

久委員長 ありがとうございます。

松本（康）委員 これは、どこかにホームページ等で発表されているんですか。

事務局 はい、してます。

松本（康）委員　　うちの班員にも、班のメンバーにもお知らせしたいと。

森下副委員長　　もうどんどん。

久委員長　　それじゃ、委員の皆さんはよろしいですか。それじゃ、あと事務局のほうからのお知らせを。

事務局　　事務局から事務報告です。次回が3月の12日、2カ月あきますけど12日2時から、場所はここでございます。内容は、パブリックコメントで出てきた意見の処理と、最終的に都市計画審議会に諮問する案の取りまとめでございます。それが最後、策定委員会の最終回の予定でございます。都市計画審議会、1月の20日、パブリックコメント（案）の報告をいたします。傍聴席がございますけども、会場設定の都合上、できましたら事前に私どもまで連絡をいただくと、きっちり席が用意できるかなと思っておりますので、メンバーさんの方にも事前に人数を教えてくださいと助かります。時間が1時半から、場所は4号委員会室です。

田中委員　　職員会館は3階でしたっけね。

事務局　　会場は市役所の議会棟の3階です。

田中委員　　職員会館じゃなしに議会棟なんですか。

事務局　　議会棟です。4号委員会室というところです。

久委員長　　以上ですか。

事務局　　すみません。パブリックコメントが1月25日からあるんですけども、同時に住宅マスタープランのパブリックコメント、それと用途地域の見直し要旨のパブリックコメントも行われます。それと、マスタープランの報告会が1月29日10時から、職員会館の3階の大ホールということでございます。以上です。

森下副委員長　　その29日の内容はメールでやりとりあったけども、あの内容の決定はどこでするんですか。

事務局　　委員さんの皆さんとメールでやりとりする中でと思っています。

瀬川委員　　何を決めるということですか。

森下副委員長 29日の。どういう進め方にするかということ。

瀬川委員 それは我々で決められる目標でしょう。

田中委員 さっき言ったように、冒頭の言葉だけお願いして、あとはもうお任せするより手がないですよ。説明会ですから。

久委員長 とりあえず委員会としてはここで区切っていいですか。ということで、ちょっとしばらくあきますけれども、また3月12日よろしくお願いします。どうもお疲れさまでした。

(終 了)